

官報 号外

平成二十七年四月十七日

○第百八十九回 参議院会議録第十三号

平成二十七年四月十七日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十三号

平成二十七年四月十七日

午前十時開議

第一 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案(内閣提出)

第四 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第五 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第六まで
一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。
日程第一 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。総務委員長谷合正明君。

谷合正明君

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔谷合正明君登壇、拍手〕

○谷合正明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止するものであります。

委員会におきましては、地上放送デジタル化の総括、4K、8K放送の開発、普及の在り方、難視対策の状況等について質疑が行われました。

質疑を終局した後、自由民主党及び公明党を代表して島田三郎理事より、施行期日を公布の日に改めること等を内容とする修正案が提出されました。

採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。
本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案を委員長報告のとおり修正議決することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八
賛成 二百三十八
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第二 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長山田俊男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山田俊男君登壇、拍手〕

○山田俊男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、競馬の国際化の進展を始めとする最近における競馬をめぐる情勢の変化に鑑み、海外において実施される特定の競馬の競走につい

て、日本中央競馬会等が勝馬投票券を発売できることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、競馬振興の意義、海外競馬の勝馬投票券発売による国内競馬への影響、馬産地の振興策、日本中央競馬会の運営の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五
賛成 二百三十五
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

平成二十七年四月十七日 参議院会議録第十三号

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案 道路交通法の一部を改正する法律案

○議長(山崎正昭君) 日程第三 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長魚住裕一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔魚住裕一郎君登壇、拍手〕

○魚住裕一郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に鑑み、矯正医官について、その能力の維持向上の機会を付与すること等によりその人材を継続的かつ安定的に確保するため、兼業の許可等に関する国家公務員法の特例を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、矯正医官の人材確保のため任期付採用を活用する必要性、フレックスタイム制の導入等による矯正医官の通常業務への影響、女性医師や産婦人科医を矯正医官として積極的に登用していく必要性、地域医療との連携強化の必要性、矯正医官修学資金貸与制度と他の奨学金制度との比較、矯正施設における医療の提供体制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第四 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長広田一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○広田一君 たいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政改革の一環として独立行政法人に係る改革を推進するため、国土交通省所管の独立行政法人について、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所の統合並びに海技教育機構及び航海訓練所を統合するとともに、都市再生機構の業務の範囲の変更等の措置を

講じようとするものであります。

委員会におきましては、独立行政法人の統合による効果と影響、日本人船員の増加に向けた海技教育機構等の取組、UR賃貸住宅居住者の居住の安定の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましてところ、日本共産党を代表して辰巳孝太郎委員、社会民主党・護憲連合を代表して吉田忠智委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第五 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長大島九州男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大島九州男君登壇、拍手〕

○大島九州男君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

本法律案は、最近の交通情勢に鑑み、七十五歳以上の運転者に対する臨時の認知機能検査制度を導入するとともに、運転免許の種類として準中型自動車免許を新設しようとするものであります。

委員会におきましては、臨時適性検査等の実施に係る専門医の確保及び診断の在り方、準中型自動車免許に係る初心運転者標識に関する規定の在り方、運転することができなくなった高齢者の移動手段の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六
賛成 二百三十五
反対 一
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第六 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長丸川珠代君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔丸川珠代君登壇、拍手〕

○丸川珠代君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、一定の求人者からの求人申込みの不受理及び職業選択に資する情報提供の仕組みを設けるとともに、職場への定着促進に関する取組等の実施状況が優良であること等の基準に適合する事業主に係る認定制度を創設するほか、キャリアコンサルタントの登録制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、適職の選択に資する情報の積極的な提供の重要性、労働関係法令違反企業からの求人不受理の在り方、職業能力の開発及び向上を図る必要性等について質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終局しましたところ、維新の党を代表し

平成二十七年四月十七日 参議院会議録第十三号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

て川田龍平委員より、労働者の募集を行う者等による青少年雇用情報の提供を、学校卒業見込み者等の求めがあつた場合に限ることなく、学校卒業見込み者等募集を行う場合には、一律に義務とすること等を内容とする修正案が提出されました。

次に、日本共産党及び社会民主党・護憲連合を代表して小池晃委員より、常時雇用する労働者の数が三百人を超える企業は、労働者の募集を行うに際しては、一定期間内において雇い入れた労働者の数及びそのうち退職した者の数等の情報を提供しなければならぬものとする内容等を含む修正案が提出されました。

順次採決の結果、両修正案はいずれも否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八
賛成 二百三十七
反対 一
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) この際、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件についてお諮りいたします。

議長は、本件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしました参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案のとおりとする旨の決定がございました。

〔議案は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本規程案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三
賛成 百六十一
反対 七十二
よつて、本規程案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
副議長 奥石 東君

吉良よし子君	又市 征治君
石川 博崇君	竹谷とし子君
辰巳孝太郎君	吉田 忠智君
河野 義博君	佐々木さやか君
倉林 明子君	福島みずほ君
矢倉 克夫君	杉 久武君
宮本 周司君	田村 智子君
紙 智子君	秋野 公造君
新妻 秀規君	平木 大作君
若林 健太君	江島 潔君
仁比 聡平君	大門実紀史君
若松 謙維君	谷合 正明君
横山 信一君	藤川 政人君
中原 八一君	三原じゅん子君
井上 哲士君	小池 晃君
浜田 昌良君	山本 香苗君
山本 博司君	磯崎 陽輔君
藤井 基之君	北川イッセイ君
市田 忠義君	山下 芳生君
荒木 清寛君	山口那津男君
魚住裕一郎君	西田 実仁君
長沢 広明君	世耕 弘成君
衛藤 晟一君	山谷えり子君
赤池 誠章君	長谷川 岳君
大家 敏志君	宇都 隆史君
吉川うみ君	森屋 宏君
山下 雄平君	山田 修路君
渡邊 美樹君	堀内 恒夫君
三宅 伸吾君	三木 亨君
舞立 昇治君	堀井 巖君
馬場 成志君	渡辺 猛之君
井原 巧君	石井 正弘君

石田 昌宏君	太田 房江君
大野 泰正君	北村 経夫君
古賀友一郎君	牧野たかお君
中西 祐介君	熊谷 大君
磯崎 仁彦君	上野 通子君
石井 浩郎君	赤石 清美君
山田 俊男君	野上浩太郎君
小泉 昭男君	二之湯 智君
岡田 直樹君	松村 祥史君
野村 哲郎君	愛知 治郎君
末松 信介君	中川 雅治君
有村 治子君	宮沢 洋一君
林 芳正君	岡田 広君
金子原二郎君	脇 雅史君
鶴保 庸介君	関口 昌一君
岩城 光英君	伊達 忠一君
高階恵美子君	岩井 茂樹君
平野 達男君	糸数 慶子君
山本 太郎君	阿達 雅志君
青木 一彦君	荒井 広幸君
主演 了君	谷 亮子君
羽生田 俊君	二之湯武史君
長峯 誠君	中泉 松司君
豊田 俊郎君	堂故 茂君
大沼みずほ君	上月 良祐君
酒井 庸行君	島田 三郎君
島村 大君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
石井 準一君	丸山 和也君
古川 俊治君	森 まさこ君
丸川 珠代君	西田 昌司君
塚田 一郎君	石井みどり君
吉田 博美君	松山 政司君
水落 敏栄君	山本 順三君
猪口 邦子君	松下 新平君
福岡 資麿君	片山さつき君

溝手 顕正君	柳本 卓治君
岸 宏一君	武見 敏三君
山崎 力君	橋本 聖子君
山本 一太君	木村 義雄君
小坂 憲次君	森本 真治君
磯崎 哲史君	石上 俊雄君
安井美沙子君	浜野 喜史君
小西 洋之君	石橋 通宏君
大野 元裕君	西村まさみ君
柘植 芳文君	斎藤 嘉隆君
徳永 エリ君	田城 郁君
難波 奨二君	江崎 孝君
滝波 宏文君	野田 国義君
金子 洋一君	吉川 沙織君
牧山ひろえ君	風間 直樹君
相原久美子君	林 久美子君
佐藤 正久君	広田 一君
藤末 健三君	尾立 源幸君
大久保 勉君	白 眞敷君
足立 信也君	藤本 祐司君
島尻安伊子君	佐藤 信秋君
芝 博一君	柳澤 光美君
小林 正夫君	藤田 幸久君
大塚 耕平君	那谷屋正義君
山東 昭子君	尾辻 秀久君
中曽根弘文君	神本美恵子君
田中 直紀君	羽田雄一郎君
郡司 彰君	榛葉賀津也君
和田 政宗君	渡辺美知太郎君
田中 茂君	清水 貴之君
松沢 成文君	薬師寺みちよ君
行田 邦子君	山口 和之君
東 徹君	有田 芳生君
浜田 和幸君	中西 健治君
井上 義行君	藤巻 健史君
蓮 舫君	大島九州男君

中野 正志君	水野 賢一君
山田 太郎君	儀間 光男君
柴田 巧君	水岡 俊一君
津田弥太郎君	江口 克彦君
中山 恭子君	松田 公太君
アノ二才猪木君	真山 勇一君
川田 龍平君	小見山幸治君
増子 輝彦君	福山 哲郎君
櫻井 充君	小川 敏夫君
長浜 博行君	小野 次郎君
室井 邦彦君	前川 清成君
加藤 敏幸君	小川 勝也君
北澤 俊美君	柳田 稔君
江田 五月君	寺田 典城君
片山虎之助君	

片山虎之助君

厚生労働委員	補欠
国家基本政策委員	補欠
予算委員	補欠
厚生労働委員	補欠
国家基本政策委員	補欠
予算委員	補欠
厚生労働委員	補欠
国家基本政策委員	補欠
予算委員	補欠
厚生労働委員	補欠
国家基本政策委員	補欠
予算委員	補欠

議長の報告事項

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 田中 茂君 補欠 アノ二才猪木君

外交防衛委員

辞任 石橋 通宏君 補欠 福山 哲郎君

アノ二才猪木君 田中 茂君

議院運営委員会

理事 室井 邦彦君 (室井邦彦君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

労働基準法等の一部を改正する法律案(小池晃君発議(参第六号))

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

都市農業振興基本法案

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成二十七年一般会計予算

平成二十七年特別会計予算

平成二十七年政府関係機関予算

同日議員から次の質問主意書が提出された。

首都機能移転に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第一〇三号)

同日議長は、国土審議会特別委員(離島振興対策分科会)に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成二十七年一般会計予算

平成二十七年特別会計予算

平成二十七年政府関係機関予算

同日議長は、ケニア共和国において二日発生したガリッサ大学襲撃事件に際し、エクウエ・エスロ・ケニア共和国上院議長宛見舞状を発送した。

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

アト二才猪木君

補欠

田中 茂君

外交防衛委員

辞任

田中 茂君

補欠

アト二才猪木君

予算委員

辞任

西村まさみ君

補欠

田城 郁君

川田 龍平君

片山虎之助君

水野 賢一君

薬師寺みちよ君

荒井 広幸君

平野 達男君

決算委員

辞任

足立 信也君

補欠

小林 正夫君

斎藤 嘉隆君

風間 直樹君

山口 和之君

行田 邦子君

行政監視委員

辞任

小林 正夫君

補欠

足立 信也君

山口 和之君

行田 邦子君

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員江口克彦君提出局地的な大雨及び集中豪雨による災害対策に関する質問に対する答弁書(第八九号)

参議院議員有田芳生君提出拉致問題等に対する国連での取組に関する質問に対する答弁書(第九〇号)

参議院議員有田芳生君提出「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する質問に対する答弁書(第九一号)

参議院議員徳永エリ君提出TPP交渉の情報開示に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員浜田和幸君提出もんじゅに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員浜田和幸君提出核融合発電に関する質問に対する答弁書(第九四号)

参議院議員安井美沙子君提出風営法改正に関する質問に対する答弁書(第九五号)

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山下 芳生君

補欠

大門実紀史君

財政金融委員

辞任

大門実紀史君

補欠

山下 芳生君

国土交通委員

辞任

前田 武志君

補欠

浜野 喜史君

環境委員

辞任

前田 武志君

補欠

浜野 喜史君

予算委員

辞任

石井 準一君

補欠

吉田 博美君

渡辺美知太郎君

行政監視委員

辞任

足立 信也君

補欠

小林 正夫君

山口 和之君

行田 邦子君

懲罰委員

辞任

吉田 博美君

補欠

石井 準一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事 井原 巧君

(井原巧君の補欠)

理事 石橋 通宏君

(石橋通宏君の補欠)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案(閣法第六〇号)

法務委員会に付託

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

厚生労働委員会に付託

競馬法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)

農林水産委員会に付託

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

経済産業委員会に付託

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(閣法第四八号)

国土交通委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

労働基準法等の一部を改正する法律案(小池晃君発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

沖縄市サッカー場において発見されたドラム缶付着物等の分析結果(中間報告)等に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一〇四号)

「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第一〇五号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第九八号)

日本人抑留者に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第九九号)

日本郵便株式会社における郵便物の放棄等の不祥事に関する質問主意書(山田太郎君提出)(第一〇〇号)

アジアンフラ投資銀行に関する質問主意書
(中西健治君提出(第一〇一号))

北部訓練場のヘリパッド増設に伴う沖縄県東
村高江区长からの要請に関する質問主意書(糸
数慶子君提出(第一〇二号))
首都機能移転に関する質問主意書(浜田和幸君
提出(第一〇三号))

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

相原久美子君

北澤 俊美君

大門実紀史君

山下 芳生君

外交防衛委員

辞任

補欠

北澤 俊美君

相原久美子君

財政金融委員

辞任

補欠

山下 芳生君

大門実紀史君

国土交通委員

辞任

補欠

浜野 喜史君

前田 武志君

環境委員

辞任

補欠

前田 武志君

浜野 喜史君

予算委員

辞任

補欠

吉田 博美君

石井 準一君

決算委員

辞任

補欠

渡辺美知太郎君

薬師寺みちよ君

懲罰委員

辞任

補欠

石井 準一君

吉田 博美君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員

辞任

補欠

大島九州男君

難波 奨二君

同日委員会において選任した理事は次のとおりで
ある。

内閣委員会

理事 石井 準一君 (石井準一君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生
労働省関係法律の整備等に関する法律案(閣法
第二三三号)

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用
保険法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関
する法律案(閣法第二二二号)

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する
法律案(閣法第二三三号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施につき承認を求めるの件(閣承認第三三三
号)

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に
基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び
北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入
につき承認義務を課する等の措置を講じたこと
について承認を求めるの件(閣承認第四四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を東日
本大震災復興及び原子力問題特別委員会に付託し
た。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律
案(閣法第二二二号)

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案
は、同院において本院の修正に同意した旨の通知
書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務
する外務公務員の給与に関する法律の一部を改
正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法
を廃止する法律案(閣法第一〇号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山本太郎君提出高速道路新設の理由
基本的認識に関する質問に対する答弁書(第九
六号)

参議院議員山本太郎君提出高速道路新設の理由
に使用される「第三次救急医療機関」に関する質問
に対する答弁書(第九七号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した
旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務
する外務公務員の給与に関する法律の一部を改
正する法律

同日内閣を経由して経済産業大臣から、電気事業
者による再生可能エネルギー電気の調達に関する
特別措置法第三條第七項の規定に基づく調達価格
等に関する報告を受領した。

一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

世耕 弘成君

石井 正弘君

北澤 俊美君

相原久美子君

総務委員

辞任

補欠

井原 巧君

舞立 昇治君

石井 正弘君

世耕 弘成君

法務委員

辞任

補欠

有村 治子君

島田 三郎君

国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

外交防衛委員

辞任

補欠

相原久美子君

北澤 俊美君

財政金融委員

辞任

補欠

尾立 源幸君

前田 武志君

文教科学委員

辞任

補欠

衛藤 晟一君

堂故 茂君

国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

厚生労働委員

辞任

補欠

山本 香苗君

杉 久武君

農林水産委員

辞任

補欠

舞立 昇治君

井原 巧君

国土交通委員

辞任

補欠

前田 武志君

尾立 源幸君

環境委員

辞任

補欠

杉 久武君

山本 香苗君

予算委員

辞任

補欠

堂故 茂君

衛藤 晟一君

行政監視委員

辞任

補欠

島田 三郎君

有村 治子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員

難波 獎二君 補欠 大島九州男君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会

理事 辰巳孝太郎君 (辰巳孝太郎君の補欠)

同日議長は、次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案(閣法第三十九号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

沖縄における米軍用機からの部品落下に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一〇六号)

改正児童ポルノ禁止法施行に関する質問主意書(山田太郎君提出)(第一〇七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

沖縄市サッカー場において発見されたドラム缶付着物等の分析結果(中間報告)等に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一〇四号)

「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第一〇五号)

同日議長は、チュニジア共和国において三月十八日発生したバルドー国立博物館におけるテロ襲撃事件による邦人の被害に際し、ペテル・ペレグリニ・スロバキア共和国国会議長より見舞状を受け

した。

同日議長は、ペテル・ペレグリニ・スロバキア共和国国会議長バルドー国立博物館におけるテロ襲撃事件による邦人の被害に際し寄せられた見舞状に対する礼状を発送した。

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 石井 正弘君 補欠 柘植 芳文君

総務委員

岸 宏一君 長峯 誠君

辞任 柘植 芳文君 補欠 石井 正弘君

法務委員

舞立 昇治君 井原 巧君

辞任 島田 三郎君 補欠 有村 治子君

財政金融委員

長峯 誠君 補欠 岸 宏一君

文教科学委員

前田 武志君 尾立 源幸君

厚生労働委員

堂故 茂君 補欠 衛藤 晟一君

農林水産委員

杉 久武君 山本 香苗君

国土交通委員

井原 巧君 補欠 舞立 昇治君

環境委員

尾立 源幸君 前田 武志君

予算委員

山本 香苗君 補欠 杉 久武君

行政監視委員

衛藤 晟一君 堂故 茂君

辞任

有村 治子君 補欠 島田 三郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 山下 芳生君 (山下芳生君の補欠)

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

都市農業振興基本法案

同日委員長から次の報告書が提出された。

競馬法の一部を改正する法律案(閣法第四十七号)

審査報告書

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案(閣法第六〇号)審査報告書

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(閣法第四十八号)審査報告書

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第三十八号)審査報告書

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

補助金を受領した企業からの政治献金に関する質問主意書(小見山幸治君提出)(第一〇八号)

同性カップルに係る法整備に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第一〇九号)

インターネット検索サービスに関する質問主意書(大久保勉君提出)(第一一〇号)

国の電子データのクラウド上における管理に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第一一一号)

社会福祉法人における内部留保及び介護保険制度に関する再質問主意書(櫻井充君提出)(第一一二号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

都市農業振興基本法

審査報告書

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案

右は全会一致をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十七年四月十四日

総務委員長 谷合 正明
参議院議長 山崎 正昭殿

附則第一条中「平成二十七年三月三十一日」を「公布の日」に改める。

附則第三条(見出しを含む)中「独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法」に改める。

附則第四条を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限(平成二十七年三月三十一日)の到来に伴い、同法を廃止しようとするものであり、適切な措置と認めるが、施行期日等についての修正を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年三月二十四日

衆議院議長 町村 信孝
参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十七年四月十七日 参議院會議録第十三号

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正(独立行政法人情報通信研究機構法 平成十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定により機構の業務が行われる場合には、第十五条第一項中「の一部」とあるのは「又は附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。))第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。」の一部」と、第十六条第二号並びに第二十二条第一項第一号及び第六号中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）」と、第十七条第一項、第二十二条第一項第七号及び第二十六条第一号中「第十四条」とあるのは「第十四条並びに附則第九条第一項及び第二項」と、第十八条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案 競馬法の一部を改正する法律案

附帯する業務を含む。）」と、同条第三項中「業務」とあるのは「業務及び附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。))」と、第十九条中「障害者利用円滑化法第四條第一号に係る部分に限る。」とあるのは「障害者利用円滑化法第四條第一号に係る部分に限る。」並びに附則第九条第一項」とする。

附則第九条第四項から第六項までを削る。
附則第十条から第十四条までを削る。
附則第十五条中「附則第七條を「第七條」に改め、同条を附則第十条とする。
(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第四条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第三十八條中第六号を削り、第七号を第六号とする。

審査報告書
競馬法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年四月十六日
農林水産委員長 山田 俊男
参議院議長 山崎 正昭殿
要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、競馬の国際化の進展を始めとする最近における競馬をめぐる情勢の変化に鑑み、海外において実施される特定の競馬の競走

について、日本中央競馬会等が勝馬投票券を発売できることとする等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

近年、競馬の国際化の進展により、国内競走馬が海外競馬の競走に出走する機会が増え、国民の関心も高まっている。このような状況に鑑み、海外競馬の競走について国内で勝馬投票券を発売できるようにするに当たっては、競馬の目的である畜産振興や地方財政等への貢献が十分に果たされることが、公正性の確保により競馬の健全性が維持されることが必要となっている。
よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 海外競馬の競走のうち、日本中央競馬会又は地方競馬主催者が勝馬投票券を発売することができものの指定に当たっては、公正性の確保に關し、競馬に關する国際協約の遵守や当該競走の近年の運営における実績等明確な基準を設けるとともに、当該国政府等への確認を行うこと。
また、指定した海外競馬の競走について、その公正性に疑義が生じたときは、速やかに指定基準に照らしてその取消を検討すること。
二 海外競馬の競走について勝馬投票券の発売の申請を認可するに当たっては、パドックの映像を含め勝馬の予想を行うために十分な情報が国内で提供されるものに限ること。
三 強い競走馬づくりを推進するため、優良品種の生産に取り組む軽種馬生産農家への支援を充実させるとともに、競走馬の生産・育成において高度な専門技術を持つ人材の育成等を支援すること。

四 地方競馬主催者の事業収支の改善を図るため、地方競馬主催者相互の連携及び日本中央競馬会との連携が一層推進されるよう指導するとともに、地方競馬の適切な施設整備等が講じられるよう指導すること。
五 勝馬投票券の発売対象に海外競馬の競走を追加することについて国民の理解を得られるよう、競馬による畜産及び社会福祉事業の振興等への寄与について具体的な実績を明らかにするとともに、新たな制度の趣旨と仕組みについて周知徹底を図ること。
右決議する。

競馬法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成二十七年三月十三日
内閣総理大臣 安倍 晋三

競馬法の一部を改正する法律案
競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
目次中「第一条」を「第一条・第一条の二」に、「第二十九條の二」を「第二十九條の三」に改める。
第一条に見出しとして「(競馬の施行)」を付し、同条第一項中「行なう」を「行う」に改め、第一章中同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(趣旨)
第一条 この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に關し規定するものとする。
第三条の次に次の一条を加える。
(海外競馬の競走の指定)
第三条の二 農林水産大臣は、海外競馬(海外に

競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
目次中「第一条」を「第一条・第一条の二」に、「第二十九條の二」を「第二十九條の三」に改める。
第一条に見出しとして「(競馬の施行)」を付し、同条第一項中「行なう」を「行う」に改め、第一章中同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。
(趣旨)
第一条 この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に關し規定するものとする。
第三条の次に次の一条を加える。
(海外競馬の競走の指定)
第三条の二 農林水産大臣は、海外競馬(海外に

において実施される競馬であつて、我が国と同等の水準にあると認められる競馬の監督に関する制度により公正を確保するための措置が講ぜられてゐるものをいう。以下同じ。の競走のうち、日本中央競馬会が勝馬投票券を発売することができものを指定することができ。 2 前項の規定による指定は、第十四条の規定による登録を受けた馬を出走させることができる海外競馬の競走であつて、当該登録を受けた馬を出走させた場合に馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与すると見込まれるものについて、するものとする。	馬を出走させることができる海外競馬の競走であつて、当該登録を受けた馬を出走させた場合に馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与すると見込まれるものについて、するものとする。 第二十二條中「及び第二項」を、「第二項及び第四項に、第十三條を第六條第一項中「第三條の二第一項」とあるのは「第二十條の二第一項」と、第十三條第一項中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と、「日本中央競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と、同條第二項に改める。 第二十三條第一項第一号中「一回」を「売得金の額（一回の競馬に、が別表を又は農林水産省令で定める期間における海外競馬の競走についての勝馬投票券の売得金の額をいう。以下この項及び別表において同じ。）が同表に、そのを当該に改め、同項第二号中「一回の開催による勝馬投票券の額を削り、その額を当該売得金の額」に改め、同條第二項中「開催」の下に「又は同項第一号に規定する期間」を加える。 第二十三條の二第一項中「に規定する」を「農林水産省令で定める」に改める。 第二十三條の六第一項中「の開催をしなくなる」を「を行わなくなる」に改め、同條第五項中「の開催をしよう」を「を行おう」に改める。 第二十三條の三十六第一項第五号中「開催」を「実施」に改める。 第二十四條中「競馬場」を「この法律で別に定めるもののほか、競馬場」に改める。 第二十五條第一項中「開催」を「実施」に改め、同條第三項中「開催されている」を「実施されている」に改める。 第二十七條中「第一条第六項」を「第一条の二第六項」に改める。 第二十九條を次のように改める。 第二十九條 次の各号に掲げる者は、当該各号に	定める競馬の競走について、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。 一 競馬に關係する政府職員 中央競馬の競走及び地方競馬の競走並びに日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走 二 日本中央競馬会の役員及び職員 中央競馬の競走及び日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走 三 日本中央競馬会が第二十一條の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合におけるその役員及び職員であつて当該委託を受けた事務に關係するもの 当該委託に係る競馬の競走 四 都道府県、指定市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四條第一項の一部事務組合若しくは広域連合（以下この号において「都道府県等」という。）の職員であつて当該都道府県等が行う競馬に關係するもの 全ての地方競馬の競走及び当該都道府県等が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走 五 都道府県、市町村又は地方自治法第二百八十四條第一項の一部事務組合若しくは広域連合が第四條又は第二十一條の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合におけるこれらの職員であつて当該委託を受けた事務に關係するもの 当該委託に係る競馬の競走 六 協会の役員及び職員 全ての地方競馬の競走及び都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走 七 中央競馬の競走に關係する調教師（競走馬の飼養を行う者を含む。以下同じ）、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 中央競馬の競走	八 地方競馬の競走に關係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 全ての地方競馬の競走 九 日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走に關係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 当該海外競馬の競走 十 その他競馬の事務に従事する者 当該競馬の競走 第二十九條の二第一項中「中央競馬の競走」の下に「及び日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走」を、「地方競馬の競走」の下に「及び当該都道府県又は当該指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走」を加え、第四章中同條の次に次の一條を加える。 （権限の委任） 第二十九條の三 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所に委任することができる。 第三十條中「一」を「いずれかに」に改め、同條第一号中「第一条第六項」を「第一条の二第六項」に改め、同條第三号中「又は」を「の競走若しくは」に改め、「競走」の下に「又は日本中央競馬会、都道府県若しくは指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走」を加える。 附則第四條に見出しとして「特別区に関する特例」を付し、同條中「第一条第二項第二号」を「第一条の二第二項第二号」に改める。 附則第七條第二項中「開催したを」を「実施したに改める。
5 農林水産大臣は、勝馬投票の実施体制その他の事情を勘案し、当該勝馬投票が公正かつ適正に実施されると認められる場合に限り、前項の認可をするものとする。 第十三條第一項中「競走」の下に「（日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）」を加える。 第二十條の次に次の一條を加える。 （海外競馬の競走の指定） 第二十條の二 農林水産大臣は、海外競馬の競走のうち、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売することができるものを指定することができる。 2 前項の規定による指定は、第二十二條において準用する第十四條の規定による登録を受けた	馬を出走させることができる海外競馬の競走であつて、当該登録を受けた馬を出走させた場合に馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与すると見込まれるものについて、するものとする。 第二十二條中「及び第二項」を、「第二項及び第四項に、第十三條を第六條第一項中「第三條の二第一項」とあるのは「第二十條の二第一項」と、第十三條第一項中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と、「日本中央競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と、同條第二項に改める。 第二十三條第一項第一号中「一回」を「売得金の額（一回の競馬に、が別表を又は農林水産省令で定める期間における海外競馬の競走についての勝馬投票券の売得金の額をいう。以下この項及び別表において同じ。）が同表に、そのを当該に改め、同項第二号中「一回の開催による勝馬投票券の額を削り、その額を当該売得金の額」に改め、同條第二項中「開催」の下に「又は同項第一号に規定する期間」を加える。 第二十三條の二第一項中「に規定する」を「農林水産省令で定める」に改める。 第二十三條の六第一項中「の開催をしなくなる」を「を行わなくなる」に改め、同條第五項中「の開催をしよう」を「を行おう」に改める。 第二十三條の三十六第一項第五号中「開催」を「実施」に改める。 第二十四條中「競馬場」を「この法律で別に定めるもののほか、競馬場」に改める。 第二十五條第一項中「開催」を「実施」に改め、同條第三項中「開催されている」を「実施されている」に改める。 第二十七條中「第一条第六項」を「第一条の二第六項」に改める。 第二十九條を次のように改める。 第二十九條 次の各号に掲げる者は、当該各号に	定める競馬の競走について、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。 一 競馬に關係する政府職員 中央競馬の競走及び地方競馬の競走並びに日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走 二 日本中央競馬会の役員及び職員 中央競馬の競走及び日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走 三 日本中央競馬会が第二十一條の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合におけるその役員及び職員であつて当該委託を受けた事務に關係するもの 当該委託に係る競馬の競走 四 都道府県、指定市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四條第一項の一部事務組合若しくは広域連合（以下この号において「都道府県等」という。）の職員であつて当該都道府県等が行う競馬に關係するもの 全ての地方競馬の競走及び当該都道府県等が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走 五 都道府県、市町村又は地方自治法第二百八十四條第一項の一部事務組合若しくは広域連合が第四條又は第二十一條の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合におけるこれらの職員であつて当該委託を受けた事務に關係するもの 当該委託に係る競馬の競走 六 協会の役員及び職員 全ての地方競馬の競走及び都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走 七 中央競馬の競走に關係する調教師（競走馬の飼養を行う者を含む。以下同じ）、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 中央競馬の競走	八 地方競馬の競走に關係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 全ての地方競馬の競走 九 日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走に關係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 当該海外競馬の競走 十 その他競馬の事務に従事する者 当該競馬の競走 第二十九條の二第一項中「中央競馬の競走」の下に「及び日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走」を、「地方競馬の競走」の下に「及び当該都道府県又は当該指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走」を加え、第四章中同條の次に次の一條を加える。 （権限の委任） 第二十九條の三 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所に委任することができる。 第三十條中「一」を「いずれかに」に改め、同條第一号中「第一条第六項」を「第一条の二第六項」に改め、同條第三号中「又は」を「の競走若しくは」に改め、「競走」の下に「又は日本中央競馬会、都道府県若しくは指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走」を加える。 附則第四條に見出しとして「特別区に関する特例」を付し、同條中「第一条第二項第二号」を「第一条の二第二項第二号」に改める。 附則第七條第二項中「開催したを」を「実施したに改める。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 目次の改正規定(第二十九条の二を「第二十九条の三」に改める部分に限る。)及び第四章中第二十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条の規定 平成二十七年十月一日

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(日本中央競馬会法の一部改正)

第四条 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「施行」を「実施」に改める。

第十九条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「開催する」を「実施する」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「第二十三号、第二十五号」を削る。

第二十条第一項第一号中「第十四号」の下に「第二十四号」を加える。

審査報告書

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十七年四月十六日

法務委員長 魚住裕一郎
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一 委員会の決定の理由

本法律案は、矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に鑑み、矯正医官について、その能力の維持向上の機会を付与すること等によりその人材を継続的かつ安定的に確保するため、兼業の許可等に関する国家公務員法の特例を設ける等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 矯正施設における適切な医療の提供は、被収容者の身柄を強制的に拘禁している国の責務であることに鑑み、矯正医官の減少により医療の提供が危機的な状況にある現状を重く受け止め、関係機関との連携を更に強化し、常勤の矯正医官の確保に万全を期すとともに、医療の提供体制の在り方について今後も検討を進め、一層の改善を図ること。

二 矯正医官には原則として当直勤務がないことなどに加え、本法により勤務時間の見直し等の待遇改善が図られ、女性医師にとって、家庭と仕事の両立がしやすい勤務環境が整備されることを受け、女性医師の矯正医官への積極的な登用を進めるとともに、物的設備面においても、女性医師が矯正医官として勤務しやすい環境整備を進めること。

三 矯正医官の兼業の許可の特例については、医師が医療を通じて地域社会における公衆衛生の向上等に協力し、国民の健康な生活を確保するという公共的な使命を負う者であり、また、他

の医療機関等において医療行為を行うことが医療知識・技術の維持・向上にも資するということから兼業を広く認めるという本法の趣旨を踏まえ、これにより矯正医官の職務遂行に不都合が生じることのないよう、適正な運用に努めること。

四 本法により勤務時間の見直し等の待遇改善が図られた矯正医官のほか、国家公務員及びこれに準ずる身分で医療職に従事する医師の待遇改善についても、検討すること。

右決議する。

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案

右 国会に提出する。

平成二十七年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に鑑み、矯正医官について、その兼業についての国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の特例及びその勤務時間についての一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号。第四十条第一項第一号及び第五条において「勤務時間法」という。)の特例等を定めることにより、その能力の維持向上の機会の付与等を図り、もつてその人材の継続的かつ安定的な確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 矯正施設 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

二 矯正医官 矯正施設に勤務する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。第四条第四項及び第五条第二項において「給与法」という。)別表第八イ医療職俸給表(一)の適用を受ける職員をいう。

(国の責務)

第三条 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

2 国は、矯正医官の勤務条件の改善その他の矯正医官の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国家公務員法の特例等)

第四条 矯正医官は、部外診療(病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・法務省令で定める施設(これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。))において行う医療又は歯科医療(当該矯正医官が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねることとなるもの及び自ら営利を目的とする私企業を営むこととなるものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を行おうとする場合において、当該部外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・法務省令で定めるところにより、法務大臣の承認を受けることができる。

一 その正規の勤務時間(勤務時間法第十三条第一項(次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する正規の勤務

時間をいう。以下この条において同じ。）において、勤務しないこととなる場合

二 報酬を得て、行うこととなる場合

2 前項の承認を受けた矯正医官が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る部外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法第百一条第一項前段の規定は、適用しない。

3 第一項の承認を受けた矯正医官が、報酬を得て、当該承認に係る部外診療を行う場合には、国家公務員法第百四条の許可を要しない。

4 第一項の承認を受けた矯正医官が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る部外診療を行うため勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務時間法の特例等)

第五条 法務大臣又はその委任を受けた者は、矯正医官で人事院規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について矯正医官の申告を考慮して当該矯正医官の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、勤務時間法第六条第二項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、矯正医官の申告を経て、四週間ごとの期間につき勤務時間法第五条に規定する勤務時間となるように当該矯正医官の勤務時間を割り振ることができ

2 前項の規定により勤務時間を割り振られた矯正医官についての勤務時間法及び給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

勤務時間法第八條	第六條第一項又は前條第六條第二項若しくは第三項又は前條	第六條第一項
勤務時間法第九條	第六條第二項若しくは第三項、第七條又は前條	前條又は矯正医官法第五條第一項
勤務時間法第十條	第六條第二項若しくは第三項、第七條又は第八條	第八條又は矯正医官法第五條第一項
勤務時間法第十三條第一項	から第八條まで、第十一條及び前條	第六條第一項及び第八條並びに矯正医官法第五條第一項
給与法第九條の二第四項	、第七條及び	及び矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律(平成二十七年法律第 号、第十九條の三第一項において「矯正医官法」という。第五條第二項の規定により読み替えられた勤務時間法
給与法第十九條の三第一項	、第七條及び	及び矯正医官法第五條第二項の規定により読み替えられた勤務時間法

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

2 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

(育児短時間勤務職員についての矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の特例)

第十九条の二 育児短時間勤務職員についての矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律(平成二十七年法律第 号)第五條

第一項の規定の適用については、同項中「勤務時間法第六條第二項」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号。以下この項において「育児休業法」という。第十七條の規定により読み替えられた勤務時間法第六條第二項」と、「勤務時間法

第五條」とあるのは「育児休業法第十七條の規定により読み替えられた勤務時間法第五條」と、「ことができない」とあるのは「ことができ

る。ただし、当該矯正医官が育児休業法第十二條第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下この項において「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員である場合にあつては、四週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする」とする。

審査報告書

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成二十七年四月十六日

国土交通委員長 広田 一

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国土交通省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を国立研究開発法人海上技術安全研究所に統合し、その名称を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に改めるとともに、独立行政法人航海訓練所の独立行政法人海技教育機構への統合、独立行政法人都市再生機構の業務の範囲の変更等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律案施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 独立行政法人都市再生機構による近接地への建替事業等の実施に当たっては、居住者の声を十分に聴くとともに、居住者の居住の安定の確保及び良好なまちづくりと「コミュニティ」の維持・活性化がなされるよう配慮すること。

二 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅については、居住者の高齢化が進んでいる状況を踏ま

平成二十七年四月十七日 参議院会議録第十三号

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案

一一一

え、バリアフリー化や地域の医療福祉拠点の形成に係る取組を一層促進するとともに、子育て世帯、高齢者世帯など多様な世帯が共生できる良好な居住環境の整備に努めること。また、低所得の居住者が安心して住み続けることができるよう、その家賃の設定及び変更に応じたのは、居住者にとって過大な負担とならないよう留意すること。

三 独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人航海訓練所の統合に当たっては、近年の内航船員の著しい高齢化や外航日本人船員の減少により、日本人船員の育成・確保が重要となつていくことに鑑み、日本人船員の増加に資する体制の強化や支援措置の充実など万全の措置を講ずること。

右決議する。

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案

右

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第一条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条を「第五十一条」に、「第五十条―第五十四条を「第五十二条―第五十六条」に、「第五十五条―第五十八条を「第五十七条―第六十条」に、「第五十九条・第六十条を

「第六十一条・第六十二条」に、「第六十一条―第六十六条」を「第六十三条―第六十九条」に改める。

第十七条第一項中「第六十一条、第六十二条」を「第六十四条、第六十五条」に、「第六十四条及び第六十六条」を「第六十七条及び第六十九条」に改める。

第六十六条を第六十九条とする。

第六十五条第二号中「第五十条」を「第五十二条」に改め、同条を第六十八条とし、第六十四条を第六十七条とし、第六十三条を第六十六条とする。

第六十二条第七号中「第五十五条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条を第六十五条とし、第六十一条を第六十四条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

第六十三条 第五十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章中第六十条を第六十二条とする。

第五十九条第五項中「第五十五条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条を第六十一条とし、第四章第四節中第五十八条を第六十条とし、第五十五条から第五十七条までを二条ずつ繰り下げ、同章第三節中第五十四条を第五十六条とする。

第五十三条第一項中「第五十条第二号」を「第五十二条第二号」に改め、同条を第五十五条とし、第五十条から第五十二条までを二条ずつ繰り下げ、第四章第二節中第四十九条の次に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)
第五十条 基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第五十一条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附則第三項中「第六十条」を「第六十二条」に改める。

附則第九項中「附則第五項」を「附則第六項」に、「附則第六項及び第七項」を「附則第七項及び第八項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第八項中「附則第五項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第七項中「附則第五項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第四項から附則第六項までを一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 基金の役員又は職員であつた者のその職務上知ることのできた秘密については、第五十条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、附則第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

第二条 奄美群島振興開発特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条」を「第六十一条」に、「第六十一条・第六十二条」を「第六十二条・第六十三条」に、「第六十三条―第六十九条」を「第六十四条―第七十条」に改める。

第十七条第一項中「第六十四条、第六十五条」を「第六十五条、第六十六条」に、「第六十七条及び第六十九条」を「第六十八条及び第七十条」に改める。

第六十九条を第七十条とし、第六十三条から第六十八条までを一条ずつ繰り下げ、第五章中第六十二条を第六十三条とし、第六十一条を第六十二条とし、第四章第四節中第六十条を第六十一条とし、第五十九条を第六十条とし、第五

十八条を第五十九条とし、第五十七条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第五十八条 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

一 基金に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限

二 受託者に対する前条第一項の規定による立入検査の権限

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則第三項中「第六十二条」を「第六十三条」に改める。

(国立研究開発法人海上技術安全研究所法の一部改正)
第三条 国立研究開発法人海上技術安全研究所法(平成十一年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法

目次中「第十三条」を「第十三条―第十五条」に、「第十四条・第十五条」を「第十六条・第十七条」に改める。
第一条及び第二条中「国立研究開発法人海上

技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」に改める。

第三条中「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」を「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」に改め、「防止に係る技術」の下に「港湾及び空港の整備等に関する技術並びに電子航法（電子技術を利用した航法をいう。以下同じ。）」を加え、「海上輸送を交通」に改める。

第五条第一項中「附則第五条第二項」の下に「及び独立行政法人に係る改革を推進するため国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第 号）附則第三条第一項」を、「金額」の下に「の合計額」を加える。

第六条第二項中「二人を四人」に改める。

第十一条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「の技術」を「から第三号までの技術及び電子航法」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一号中「前号」を「前各号」に、「成果を普及する」を「技術の指導及び成果の普及を行う」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 次に掲げる事項に係る技術に関する基礎的な調査、研究及び開発を行うこと。

イ 港湾の整備、利用及び保全に関すること。

ロ 航路の整備及び保全に関すること。

ハ 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること。

ニ 港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること。

ホ 飛行場の整備及び保全に関すること。

三 前号イからホまでに掲げる事項に関する事業の実施に係る技術に関する研究及び開発を行うこと。

四 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第四章中第十三条を第十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

（国土交通大臣の指示）

第十三条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められる場合においては、研究所に対し、第十一条第二号若しくは第三号に掲げる業務又は同条第五号に掲げる業務（同条第二号又は第三号に掲げる業務に係るものに限る。）のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。

第四章に次の一条を加える。

（港湾法の適用の特例）

第十五条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項の規定の適用については、研究所は、国とみなす。この場合においては、同条第四項ただし書中「前項に規定する者」とあるのは、「前項に規定する者（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（独立行政法人海技教育機構法の一部改正）

第四条 独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（船員であつた者及び船員となつたとする）を」となうとする者及び船員（船員であつたに、「船舶を」、「船舶」に、「教授する」を「教授し、並びに航海訓練を行う」に改める。第四条中「静岡県」を「神奈川県」に改める。第五条第一項中「附則第五条第二項及び」を「附則第五条第二項」に改め、「附則第九条第一

項」の下に「及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第 号）附則第三条第一項」を加える。

第六条第二項中「二人を四人」に改める。

第十一条第一項第一号中「船員を」、「船舶となつたとする者及び船員」に、「船舶を」、「船舶」に、「教授する」を「教授し、並びに航海訓練を行う」に改め、同項第二号中「技能」の下に「並びに航海訓練」を加える。

第十四条の見出し中「港湾法」を「他の法令」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条及び同条に基づく政令の規定の適用については、機構は、国とみなす。この場合においては、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第五条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改める。

第十一条第一項第十三号中「を除却する」を「の除却を行う」に、「又は」を「若しくは」に、「新たに賃貸住宅を建設すること」を「新たな賃貸住宅の建設」に改め、「含む」の下に「又はこれらの存していた土地に近接する土地に新たにこれらに代わるべき賃貸住宅の建設（複数の賃貸住宅の機能を集約するために行うものに限る。）を行うこと」を加える。

第十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「投資」を付し、同条第一項中「含む」の下に「以下同じ」を加える。

第三章第二節中第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 機構は、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため特に必要がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、民間事業者と共同して、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るための建築物の建設及び管理並びにその敷地の整備又はその用に供する宅地の造成に関する事業に投資をすることができ

る。

2 前項の規定による投資は、次に掲げる要件に該当する場合に限り、することができるとする。

一 機構と共同して前項に規定する事業（以下この項において「投資対象事業」という。）に投資をしようとする民間事業者からの要請があること。

二 投資対象事業が行われる土地の区域に、機構が第十一条第一項第一号の業務を行うことを目的として取得した土地（現に機構が所有しているものに限る。）が含まれること。

三 機構が投資対象事業について第十一条第一項第六号の業務を行うこと。

四 投資対象事業を営む者が、専ら当該投資対象事業の実施を目的とする株式会社、合同会社又は特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。第三十七号第二号及び附則第十二条第十項において同じ。）であること。

第三十七号第二号中「（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）」を削る。

第四十条第一項第一号中「第十七条第一項」の下に「第十七条の二第一項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条第二項及び第三項並びに第十一条の規定 公布の日

二 第一条及び第五条並びに附則第十条及び第十四条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第二条の規定 平成二十七年十月一日
(港湾空港技術研究所等の解散等)

第二条 国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所及び独立行政法人航海訓練所(以下「港湾空港技術研究所等」という。)は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所に係るものにあつては国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所(以下「研究所」という。)が、独立行政法人航海訓練所に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構(以下「機構」という。)が、それぞれ承継する。

2 この法律の施行の際現に港湾空港技術研究所等が有する権利のうち、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所に係るものにあつては研究所が、独立行政法人航海訓練所に係るものにあつては機構が、それぞれその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時にいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国

立研究開発法人電子航法研究所の平成二十七年四月一日に始まる事業年度及び平成二十三年四月一日に始まる独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)第三十五條の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十五條の六第一項の規定による評価は、研究所が受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による報告書の提出及び公表は研究所が行うものとし、同条第七項前段の規定による通知及び同条第九項の規定による命令は研究所に対してなされるものとする。

5 独立行政法人航海訓練所の平成二十七年四月一日に始まる事業年度及び平成二十三年四月一日に始まる通則法第二十九條第二項第一号に規定する中長期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二條第一項の規定による評価は、機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は機構に対してなされるものとする。

6 港湾空港技術研究所等の平成二十七年四月一日に始まる事業年度に係る通則法第三十八條の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所に係るものにあつては研究所が、独立行政法人航海訓練所に係るものにあつては機構が、それぞれ行うものとする。

7 港湾空港技術研究所等の平成二十七年四月一日に始まる事業年度における通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に關する業務は、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所に係るものにあつては研究所が、独立行政法人航海訓練所に係るものにあつては機構が、

それぞれ行うものとする。

8 前項の規定による処理において、通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所に係るものにあつては研究所が、独立行政法人航海訓練所に係るものにあつては機構が、それぞれ行うものとする。この場合において、附則第八条第一号の規定による廃止前の国立研究開発法人港湾空港技術研究所法(平成十一年法律第二百九号。この項及び次条第一項において「旧港湾空港技術研究所法」という。)第十二條、附則第八条第二号の規定による廃止前の国立研究開発法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十号。この項及び次条第一項において「旧電子航法研究所法」という。)第十三條及び附則第八条第三号の規定による廃止前の独立行政法人航海訓練所法(平成十一年法律第二百十三号。この項及び次条第一項において「旧航海訓練所法」という。)第十二條の規定(「旧航海訓練所法」という。)第十二條の規定(「これら」の規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、旧港湾空港技術研究所法第十二條第一項中「当該中長期目標の期間の次の」とあるのは「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の平成二十八年四月一日に始まる」と、「次の中長期目標の期間における前条」とあるのは「中長期目標の期間における国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法(平成十一年法律第二百八号)第十一條」と、旧電子航法研究所法第十三條第一項中「当該中長期目標の期間の次の」とあるのは「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の平成二十八年四月一日に始まる」と、「次の中長期目標の期間における」とあるのは「中長期目標の期間における国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法(平成十一年法律第二百八号)」と、旧航海訓練所法第十二條第一項中「当該中長期目標の次の」とあるのは「独立行政法人海技教育機構の平成二十八年四月一日に始まる」と、「次の中長期目標の期間における前条」とあるのは「中長期目標の期間における独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百十四号)第十一條」とする。

9 第一項の規定により港湾空港技術研究所等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(研究所又は機構への出資)

第三条 前条第一項の規定により研究所又は機構が港湾空港技術研究所等の権利及び義務を承継したときは、それぞれその承継に際し、研究所又は機構が承継する資産の価額(同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧港湾空港技術研究所法第十二條第一項、旧電子航法研究所法第十三條第一項又は旧航海訓練所法第十二條第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究所又は機構に出資されたものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第四条 国土交通大臣は、この法律の施行の際現に国立研究開発法人港湾空港技術研究所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。

2 国は、この法律の施行の際現に独立行政法人

航海訓練所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(非課税)

第五条 附則第二条第一項の規定により研究所又は機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税に對しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(港湾空港技術研究所等の職員から引き続き研究所又は機構の職員となつた者の退職手当の取扱いに関する経過措置)

第六条 研究所及び機構は、研究所にあつては施行日の前日に国立研究開発法人港湾空港技術研究所又は国立研究開発法人電子航法研究所の職員として在職する者(独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十八号。以下この条において「平成十八年整備法」という。))附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き続き研究所の職員となつたものの退職に際し、機構にあつては同日に独立行政法人航海訓練所の職員として在職する者(同項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き続き機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。))としての引き続き在職期間をそれぞれ研究所又は機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に港湾空港技術研究所等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。))の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に国立研究開発法人港湾空港技術研究所若しくは国立研究開発法人電子航法研究所の職員として在職する者(平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号。以下この項において「通則法整備法」という。))第百八十八条の規定による改正前の独立行政法人港湾空港技術研究所法(平成十一年法律第二百九号)第二条の独立行政法人港湾空港技術研究所(国立研究開発法人港湾空港技術研究所を含む。以下この項において「旧港湾空港技術研究所」という。))又は通則法整備法第百八十九条の規定による改正前の独立行政法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十号)第二条の独立行政法人電子航法研究所(国立研究開発法人電子航法研究所を含む。以下この項において「旧電子航法研究所」という。))の職員として在職する者に限る。が、引き続き研究所の職員となり、かつ、引き続き研究所の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合、又は施行日の前日に独立行政法人航海訓練所の職員として在職する者(平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き独立行政法人航海訓練所の職員として在職する者に限る。))が、引き続き機構の職員として在職した後引き続き機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合における、その者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、それぞれ、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の旧港湾空港技術研究所若しくは旧電子航法研究所の職員としての在職期間及び研究所の職員としての在職期間又はその者の同日

以後の独立行政法人航海訓練所の職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同一項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に旧港湾空港技術研究所若しくは旧電子航法研究所若しくは研究所又は独立行政法人航海訓練所若しくは機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。))の支給を受けているときは、この限りでない。

(研究所等の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置)

第七条 研究所の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項	を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	(独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第 号。第六項において「平成二十七年整備法」という。))附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所又は旧国立研究開発法人電子航法研究所(以下「旧港湾空港技術研究所等」という。))の役員又は職員(非常勤の者を除く。以下「旧港湾空港技術研究所等役職員」という。))であつた者を含む。以下この項において同じ。を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第一号	であつた者	であつた者(旧港湾空港技術研究所等役職員であつた者を含む。)
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第四号	の組織	(旧港湾空港技術研究所等を含む。))の組織
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第六項	したること	したること(旧港湾空港技術研究所法等(平成二十七年整備法附則第八条第一号の規定による廃止前の国立研究開発法人港湾空港技術研究所法(平成十一年法律第二百九号)又は同条第二号の規定による廃止前の国立研究開発法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十号)をいう。以下この項において同じ。))又は旧港湾空港技術研究所等が定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則(以下この項において「旧港湾空港技術研究所等規則」という。))に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。)

通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号	であつた者	であつた者(旧港湾空港技術研究所等の役員又は職員であつた者を含む。)	させたこと(旧港湾空港技術研究所等の役員又は職員にこの法律、旧港湾空港技術研究所法等若しくは他の法令又は旧港湾空港技術研究所等規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。)	させたこと(旧港湾空港技術研究所等の役員又は職員にこの法律、旧港湾空港技術研究所法等若しくは他の法令又は旧港湾空港技術研究所等規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。)
	であつた者	であつた者(旧港湾空港技術研究所等役職員であつた者を含む。)	定めるもの(離職前五年間に在職していた旧港湾空港技術研究所等の内部組織として主務省令で定めるものが行つていた業務を行う国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の内部組織として主務省令で定めるものを含む。)	定めるもの(離職前五年間に在職していた旧港湾空港技術研究所等の内部組織として主務省令で定めるものが行つていた業務を行う国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の内部組織として主務省令で定めるものを含む。)
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号	の役員又は管理	(旧港湾空港技術研究所等を含む。)	の役員又は管理	(旧港湾空港技術研究所等を含む。)
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第三号	と営利企業等	(旧港湾空港技術研究所等を含む。以下この号において同じ。)	と営利企業等	(旧港湾空港技術研究所等を含む。以下この号において同じ。)
2 機構の役員又は職員についての通則法第五十条の四第一項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	通則法第五十条の四第一項	を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的	(独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第 号。第六項において「平成二十七年整備法」という。)	(独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第 号。第六項において「平成二十七年整備法」という。)
	通則法第五十条の四第二項	であつた者	であつた者(旧航海訓練所の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。)	であつた者(旧航海訓練所の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。)

務及び独立行政法人航海訓練所の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

2 施行日前に前条第一号の規定による廃止前の国立研究開発法人港湾空港技術研究所法第十三条の規定により国土交通大臣が国立研究開発法人港湾空港技術研究所に対してした指示は、第三条の規定による改正後の国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法第十三条の規定により国土交通大臣が研究所にした指示とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第十条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規

定にあつては、当該規定の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(船員保険法の一部改正)
第十二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一国立研究開発法人海上技術安全研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法(平成十一年法律第二百八号)
-----------------------	--------------------------------------

別表第一国立研究開発法人港湾空港技術研究所の項から独立行政法人航海訓練所の項までを削る。

(海上運送法の一部改正)

第十三条 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の三中「独立行政法人航海訓練所」を削る。

(港湾法の一部改正)

第十四条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条中「附則第五項を附則第六項に」、「附則第八項を附則第九項に」改める。

附則第十四条中「附則第八項を附則第九項に」改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

別表第二国立研究開発法人海上技術安全研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法(平成十一年法律第二百八号)
-----------------------	--------------------------------------

別表第二国立研究開発法人港湾空港技術研究所の項から独立行政法人航海訓練所の項までを削る。

(独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十六条 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「引き続き当該施行日後の土木研究所等」の下に「(国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第 号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。))第三条の規定による改正前の国立研究開発法人海上技術安全研究所法(平成十一年法律第二百八号)第二条の国立研究開発法人海上技術安全研究所及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所並びに平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び旧国立研究開発法人電子航法研究所を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第五条中「独立行政法人海上技術安全研究所の下に」、「独立行政法人港湾空港技術研究所及び独立行政法人電子航法研究所」を加え、「国立研究開発法人海上技術安全研究所の、独立行政法人港湾空港技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人港湾空港技術研究所の、独立行政法人電子航法研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」に、「及び独立行政法人海員学校」を、「独立行政法人海員学校及び独立行政法人航海訓練所」に改め、「独立行政法人航海訓練所を退職した者にあつては独立行政法人航海訓練所の」を削る。

立行政法人海員学校及び独立行政法人航海訓練所」に改め、「独立行政法人航海訓練所を退職した者にあつては独立行政法人航海訓練所の」を削る。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率性の推進等に関する法律の一部改正)

第十七条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率性の推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十五号から第三十七号までを次のように改める。

三十五 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	三十五 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
三十六及び三十七 削除	三十六及び三十七 削除

審査報告書

道路交通法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年四月十六日

内閣委員長 大島九州男
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の交通情勢に鑑み、七十五歳以上の運転者に対する臨時の認知機能検査制度を導入するとともに、運転免許の種類として準中型自動車免許を新設しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

第八十五条第四項中「中型免許」の下に、「準中型免許」を加え、同条第五項中「中型免許」の下に「準中型免許」を加え、「又は中型自動車」を「中型自動車又は準中型自動車に改め、同条第六項中「中型免許」の下に「準中型免許」を、「中型自動車の下に」又は「準中型自動車を加え、同条第十一項中「中型免許」の下に「準中型免許」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「受けた者」の下に「準中型免許を現に受けている者を除く。」を、「中型免許」の下に「準中型免許」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 準中型免許を受けた者(大型免許又は中型免許を現に受けている者を除く。)で、次の各号に掲げるものは、第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める自動車を運転することはできない。

- 一 二十一歳に満たない者又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して三年に達しない者 政令で定める準中型自動車
- 二 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して二年に達しない者 政令で定める普通自動車

第八十六条第一項の表中「中型自動車」の下に「及び準中型自動車」を加え、同条第二項中「中型自動車」の下に「準中型自動車」を加え、同条第四項中「中型免許」の下に「準中型免許」を加える。

第八十七条第一項中「大型自動車、中型自動車」の下に「準中型自動車」を加え、「中型仮免許」の下に「準中型自動車であるときは準中型仮免許」を加え、同条第二項中「中型自動車」の下に「準中型自動車」を、「は中型自動車」の下に「準中型自動車又は普通自動車」を、準中型仮免許を受けた者は準中型自動車を加え、同条第六項ただし書中「又は」を「準中型仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け、又は」に改め、「中型自動車」の下に「準中型自動車」を加える。

第八十八条第一項第一号中「普通免許」を「準中型免許、普通免許」に改め、同条第二項中「普通仮免許」を「準中型仮免許及び普通仮免許」に改める。

第九十条第一項第一号の二中「認知症」の下に「第百二条第一項及び」を加え、同項第七号中「第百二条第六項」を「第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受け、又は同条第六項」に改める。

第九十条の二第一項第一号中「中型免許」の下に「準中型免許」を加える。

第九十六条第二項から第四項までの規定並びに同条第五項第一号及び第二号中「普通免許」を「準中型免許、普通免許」に改める。

第九十六条の二中「大型免許、中型免許」の下に「準中型免許」を、「中型仮免許」の下に「準中型免許の運転免許試験を受けようとする者にあつては大型仮免許、中型仮免許又は準中型仮免許」を加える。

第九十七条第二項中「中型免許」の下に「準中型免許」を加える。

第九十七条の二第一項第一号中「中型免許」の下に「準中型免許」を加え、同項第四号中「中型自

動車」の下に「準中型自動車」を、「中型仮免許」の下に「準中型仮免許」を加える。

第百条の二第一項中「公安委員会」の下に「準中型免許」を加え、「第八十五条第二項の規定により当該免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる自動車等(以下「免許自動車等」という。))」を「当該免許に係る免許自動車等」に改め、「者が」の下に「当該免許に係る」を加え、同項第一号中「免許自動車等を運転すること」ができる他の種類の免許(仮免許を除く。第三号において「及び」という。))を削り、同項第三号中「以後」の下に「当該免許に係る」を加え、同項第四号中「間に」の下に「当該免許に係る」を加え、同項に次の一号を加える。

五 当該免許が準中型免許である場合において、普通免許を現に受けており、かつ、当該準中型免許を受けた日前に当該普通免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して一年以上である者

第百一条の三第一項ただし書中「第百二条第二項」を削り、「第百八条の二第一項第十二号に掲げる」を「同項第十二号に掲げる」に改める。

第百一条の六の次に次の一条を加える。
(臨時認知機能検査等)

第百一条の七 公安委員会は、七十五歳以上の者(免許を現に受けている者に限る。)が、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づき処分を違反する行為のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める行為をしたときは、その者が当該行為をした日の三月前の日以後に第九十七条の二第一項第三号若しくは第五号、第百一条の四第二項又はこの条第三項の規定により認知機能検査を受けた場合その他臨時に認知機能検査を受ける必要

がないものとして内閣府令で定める場合を除き、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により認知機能検査を行うおとすときは、内閣府令で定めるところにより、認知機能検査を行う旨を当該認知機能検査に係る者に書面で通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間(認知機能検査を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月を超えないこととなるまでに、認知機能検査を受けなければならない。

4 公安委員会は、前項の規定により認知機能検査を受けた者が、当該認知機能検査の結果、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直近において受けた認知機能検査の結果その他の事情を勘案して、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があるものとして内閣府令で定める基準に該当するときは、その者に対し、同項の規定により受けた認知機能検査の結果に基づいて第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を行うものとする。

5 公安委員会は、前項の規定により第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、同号に掲げる講習を行う旨を当該講習に係る者に書面で通知しなければならない。

6 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間(講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月を超えないこととなるまでに、第百八条の二第

一項第十二号に掲げる講習を受けなければならぬ。
第二百二条の見出しを「(臨時適性検査等)」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定により認知機能検査を受けた者で当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するもの(以下この条において「基準該当者」という。)が第八十九条第一項の免許申請書を提出したときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に次の各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一 この条第五項を除く。()の規定による適性検査(第四項の規定によるものにあつては、その者が第三百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。)を受け、又はこの項から第三項までの規定により診断書を提出したとき。
二 第七項ただし書の規定により診断書(その者が第三百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限り。)を提出したとき。
三 認知機能検査を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。

2 公安委員会は、第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者が第三百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにか

つき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一 当該認知機能検査を受けた日以後に前項各号のいずれかに該当することとなつたとき。
二 次項の規定による適性検査を受け、又は同項の規定により診断書を提出することとされているとき。

3 公安委員会は、前条第三項の規定により認知機能検査を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に第一項各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第三百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

第二百二条第七項ただし書中「第一項から第四項まで」を「第四項」に改める。
第三百三条の二第一項第二号中「第三百七条の二の二第一号」の下に、「第三号若しくは第七号」を加え、同項第三号中「第三百七条の二の二第三号若しくは第七号」を削る。

第二百二条の二の二第一項中「者が」の下に「当該免許に係る」を加える。
第四百四条の二の三第一項中「行」を「行い、又は同条第一項から第三項までの規定による命令を受けることと改め、(限る。)」の下に「又は当該命令を受け、診断書を提出することとされている者(免許を受けた者に限り。)」を加え、同条第三項中「第二百二条第六項」を「第二百二条の七第二項の規定による通知を受けた者(免許を受けた者に限り。)」が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認めるとき、同条第五項の規定にか

よる通知を受けた者(免許を受けた者に限り。)」が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第二百二条第一項から第三項までの規定による命令を受けた者(免許を受けた者に限り。)」が当該命令に違反したと認めるとき(第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に命令に応じないと認めるとき)又は同条第六項に改め、「は」の下に「第二百二条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第二百二条第一項から第三項までに規定する期限の満了の日又は」を加え、同項ただし書中「ただし」の下に「当該認知機能検査を受けること、当該講習を受けること、当該命令に応じないこと又は」を加え、同条第四項中「その者が」の下に「当該認知機能検査を受けたとき、当該講習を受けたとき、当該命令に応じたとき又は」を加え、同条第五項中「第二百二条第七項」を「第二百二条の七第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認めるとき、同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第二百二条第一項から第三項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項」に改める。

第二百二条第九十條第八項の下に、「第二百二条第一項から第三項まで」を加える。
第二百二条の二第二項中「第二百二条第六項」を「第二百二条の七第二項の規定による通知を受けた者(仮免許を受けた者に限り。)」が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者(仮免許を受けた者に限り。)」が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第二百二条第一項から第三項までの規定による命令を受けた者(仮免許を受けた者に限り。)」が当該命令に違反したと認めるとき又は

同条第六項に、「同項」を「第二百二条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第二百二条第一項から第三項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「当該認知機能検査を受けること、当該講習を受けること、当該命令に応じないこと又は」を加える。
第二百二条の二第二項第四号及び第八号中「中型免許」の下に、「準中型免許」を加え、同項第十二号中「又は第八十九條第一項」を「第八十九條第一項に改め、「特定取消処分者」の下に、又は第二百二条の七第五項の規定による通知を受けた者を加え、同条第四項中「又は第二百二条の四第二項」を「第二百二条の四第二項又は第二百二条の七第四項」に改める。

第二百二条第一項第七号中「第九項」を「第十項」に改める。
第二百二条第一項第九号の三中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「の規定」を「若しくは第二項の規定に改める」。

第二百二十五条第二項第一号中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第二十二條中「第七十一條の五第二項」を「第七十一條の五第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。
別表第一及び別表第二中「中型自動車」の下に「準中型自動車」を加える。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二百二条の二第一項の改正規定並びに附則第十條及び第十四條から第十六條までの規定は、公布の日から施行する。

(免許等に関する経過措置)
第二条 この法律による改正前の道路交通法(以

下「旧法」という。第八十四条第三項の中型自動車免許(以下「旧法中型免許」という。)、同項の普通自動車免許(以下「旧法普通免許」という。)、同条第四項の中型自動車第二種免許(以下「旧法中型第二種免許」という。)、同項の普通自動車第二種免許(以下「旧法普通第二種免許」という。)、同条第五項の中型自動車仮免許以下「旧法中型仮免許」という。及び同項の普通自動車仮免許(以下「旧法普通仮免許」という。))は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるこの法律による改正後の道路交通法(以下「新法」という。第八十四条第三項の中型自動車免許(以下「中型免許」という。)、同項の準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。))、同項の普通自動車免許(以下「普通免許」という。))、同条第四項の中型自動車第二種免許(以下「中型第二種免許」という。))、同項の普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」という。))、同条第五項の中型自動車仮免許以下「中型仮免許」という。及び同項の普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。))とみなす。

一 旧法中型免許 中型免許

二 旧法普通免許で、次号に掲げるものの以外のもの 新法第九十一条の規定により、運転することができず新法第三条の準中型自動車(第五号において「準中型自動車」という。))が旧法第三条の普通自動車(以下「旧法普通自動車」という。))に相当するものに限定されている準中型免許

三 旧法普通免許で、旧法第九十一条の規定により、運転することができず旧法普通自動車(新法第三条の普通自動車(第六号において「普通自動車」という。))に相当するものに限定されているもの 普通免許

四 旧法中型第二種免許 中型第二種免許

五 旧法普通第二種免許で、次号に掲げるものの以外のもの 新法第九十一条の規定により、

運転することができず新法第三条の中型自動車(第六号において「中型自動車」という。))が旧法普通自動車に相当するものに限定されている中型第二種免許

六 旧法普通第二種免許で、旧法第九十一条の規定により、運転することができず旧法普通自動車(新法第三条の普通自動車(第六号において「普通自動車」という。))に相当するものに限定されているもの 普通第二種免許

七 旧法中型仮免許 中型仮免許

八 旧法普通仮免許 普通仮免許

第三条 この法律の施行の際現にされている次の各号に掲げる運転免許の申請は、それぞれ当該各号に定める運転免許の申請とみなす。

一 旧法中型免許 中型免許

二 旧法普通免許 普通免許

三 旧法中型第二種免許 中型第二種免許

四 旧法普通第二種免許 普通第二種免許

五 旧法中型仮免許 中型仮免許

六 旧法普通仮免許 普通仮免許

第四条 前二条に規定するもののほか、旧法の規定により旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許、旧法普通第二種免許、旧法中型仮免許又は旧法普通仮免許についてした処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定により附則第二条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運転免許についてした処分、手続その他の行為とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許、旧法普通第二種免許、旧法中型仮免許又は旧法普通仮免許に係る運転免許試験に合格して旧法の規定による運転免許を受けていない者は、附則第二条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなす。

第六条 前条の規定により附則第二条第二号に定める運転免許に係る運転免許試験に合格した者

とみなされる者は、新法第九十条の二の規定の適用については、普通免許を受けようとする者とみなす。

2 前条の規定により附則第二条第五号に定める運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者は、新法第九十条の二の規定の適用については、普通第二種免許を受けようとする者とみなす。

第七条 附則第二条の規定により準中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者(次項に規定する者を除く。))に対する新法第七十一条第五号の四、第七十一条の五第一項及び第百条の二第一項の規定の適用については、新法第七十一条第五号の四中「第七十一条の五第二項」とあるのは「第七十一条の五第一項」と、新法第七十一条の五第一項中「準中型自動車免許」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)による改正前の道路交通法(以下この項及び第百条の二第一項において「旧法」という。))の規定による普通自動車免許」と、及び同項の普通自動車免許を現に受けており、かつ、現に受けている準中型自動車免許を受けた日以前に当該普通自動車免許の効力が停止されていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。))が通算して二年以上である者を除く」とあるのは「を除去」と、準中型自動車の」とあるのは「旧法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、準中型自動車」とあるのは「当該自動車」と、新法第百条の二第一項中「(いう。))に当該免許に係る免許自動車等」とあるのは「(いう。))に当該免許に係る免許自動車等(準中型免許にあつては、旧法の規定による普通自動車に相当する自動車。以下同じ。))と、同項第二号中「当該免許」と同一の種類の免許」とあるのは「旧法の規定による普通免許」とする。

2 附則第二条第二号に規定する限定が解除された者に対する新法第七十一条の五第一項及び第百条の二第一項の規定の適用については、新法第七十一条の五第一項中「者で」とあるのは「者で、道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号。以下この項において「平成二十七年改正法」という。))附則第二条第二号に規定する限定が解除された日(以下この項及び第百条の二第一項において「限定解除日」という。))から」と、当該免許を受けた日以前六月以内に準中型自動車免許を受けていたことがある者その他の者で政令で定めるもの及び同項の普通自動車免許を現に受けており、かつ、現に受けている準中型自動車免許を受けた日以前に当該普通自動車免許を受けていた期間(とあるのは「限定解除日前に当該免許を受けていた期間(平成二十七年改正法の施行の日以前に平成二十七年改正法による改正前の道路交通法の規定による普通自動車免許を受けていた期間及び同日以後に当該準中型自動車免許を受けていた期間(いづれも「が通算して二年以上である」とあるのは「を除去」と、第百条の二第一項第五号において同じ。))が通算して二年以上である者その他政令で定めると、新法第百条の二第一項中「当該免許を受けた日」とあるのは「限定解除日」と、同項第五号中「普通免許を現に受けており、かつ、当該準中型免許を受けた日以前に当該普通免許」とあるのは「限定解除日前に当該免許」と、「期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。))とあるのは「期間」とする。

第八条 新法第百一条の七第一項の規定は、この法律の施行の日(次条において「施行日」という。))以後にされた同項に規定する政令で定める行為(次条に規定する者が旧法第百二条第一項に規定する政令で定める行為をして次条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該行為を除く。))について適用する。

(臨時適性検査に関する経過措置)

第九条 施行日前に旧法第九十七条の二第一項第三号若しくは第五号又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査(施行日前の直近において受けたものに限る。)を受けた者(旧法第一百二条第一項に規定する基準該当者である者に限る。)に対する当該認知機能検査に係る臨時適性検査については、なお従前の例による。

(免許の効力の仮停止等に関する経過措置)

第十条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に係る免許を受けた者(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者を含む。)に対する警察署長による免許の効力の停止(自動車等の運転の禁止を含む。)については、新法第三百三三の二第二項(新法第一百七七の五第十項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則等に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 この法律の施行前にした行為に係る放置違反金の取扱いに関しては、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第十五条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「第百十七條の二の二第一号」の下に「第三号若しくは第七号」を加え、同項第三号中「第百十七條の二の二第三号若しくは第七号」を削る。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十六條 前條の規定の施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止については、同條の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

審査報告書

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年四月十六日

厚生労働委員長 丸川 珠代

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、一定の求人者からの求人申込みの不受理及び職業選択に資する情報提供の仕組みを設けるとともに、職場への定着促進に関する取組等の実施状況が優良であること等の基準に適合する事業主に係る認定制度を創設するほか、キャリアコンサルタントの登録制度の創設等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認め、なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、青少年の募集等を行う事業主に対して積極的な職場情報の提供を促すとともに、職場情報の提供を求めた応募者等に対する事業主による不利益な取扱いを防止するため、事業主に対する指導を徹底すること。また、職業紹介事業者に対して、求人事業主に職場情報の提供を積極的に求めるよう促すこと。さらに、国及び地方公共団体についても、青少年雇用の主要な担い手であることに鑑み、職場情報の積極的な提供が行われるようにすること。

二、事業主に対する職場情報の提供の義務付けについては、情報の提供を求めることができる応募者等の範囲及び情報の提供を求める方法について、青少年の適職の選択に資するとの本法の趣旨が十分に担保されるものとする。また、応募者等が具体的な項目についての情報提供を求めた場合には、特段の事情がない限り、応募者等が求めた情報を提供するよう事業主に促すこと。

三、労働者の募集に関する情報を提供する事業者は、青少年の適職の選択に資するよう事業を運営すべきであることに鑑み、労働者の募集に関する情報を提供する事業者に対し、募集を行う事業主に職場情報の積極的な提供を求めること、青少年に提供する情報の内容及び量が適当なものとなるよう配慮すること、青少年からの相談及び苦情に適切に対応すること等を積極的に周知し、指導すること。

四、一定の労働関係法令違反の求人者に対する公共職業安定所(ハローワーク)における求人不受理については、学校卒業見込者等求人に限定されることから、法の施行状況を踏まえ、不受理とする求人者の範囲及び不受理の対象となる求人者の拡大を検討すること。また、職業紹介事業者については、ハローワークに準じた取扱いを行うことが望ましいこと及びそのための具体的方法を青少年の雇用の促進等に関する法律第七條の指針(大臣指針)に明記するとともに、その周知徹底を図ること。

五、青少年の職場への定着の促進等に関する取組の実施状況が優良な事業主の認定制度については、現行の「若者応援宣言」事業との違いを明確にし、青少年の適職の選択に混乱を生じさせないよう周知を徹底すること。また、基準を満たさない企業が認定されたり、基準を満たさなくなった企業の認定が維持されたりすることがないよう、厳格な運用に努めるとともに、施行後の状況、効果等について検証を行い、制度の信頼性及び有用性を向上させる取組を進めること。一方で、優良な中小企業が正しく評価されるよう、認定企業に対するインセンティブの拡充を図ること。

六、青少年に対し労働関係法令等に関する知識を付与するに当たっては、関係省庁が連携して確実な知識の習得を確保し得る施策を講ずることとし、学校教育における活用可能な教材及びツールの開発・提供、教職員研修の確保と必要な支援の提供、学校でのハローワーク職員等の外部講師等の受入れ及び職場体験前後など適切な時期におけるワーカーシップに係る教育の実施の促進等に取り組むこと。また、学校を退学した者に対しては、ハローワークや地方公共団体等関係者の連携において、労働関係法令等に関する知識を習得する機会が提供されるよう努めること。

七、地域若者サポートステーションについては、地域における無業青少年の職業的自立の支援の拠点として重要な役割を担っていることに鑑

み、質の高い支援を継続的に提供できるよう、安定的な財源の確保等に努めること。

八、キャリアコンサルタントを登録制とし名称独占とするに当たっては、その資質を担保するため、キャリアコンサルタントに必要な知識及び技能を確実に判定できるよう、キャリアコンサルタント試験の内容及び難易度について十分検討すること。また、就職活動に行き詰まり精神的に追い詰められる求職者が多い現状に鑑み、キャリアコンサルタントが、メンタルヘルスに関する知識を持ち、必要な場合は求職者に医師等への相談を勧められるよう、キャリアコンサルタントに対する教育及び情報提供を行うこと。

九、青少年が就職先の企業を選択するに当たっては、就業実態に即した正確な労働条件が企業等から示されることが重要であることから、青少年の募集採用段階における労働条件をめぐるトラブルを防止するため、固定残業代に係る割増賃金の計算の方法等、求人票等に具体的に明示すべき事項を大臣指針で明記するとともに、その周知徹底を図ること。また、固定残業代等において、求人票等に明示された労働条件と就業実態が相違する問題が依然多発している現状に適切に対処するため、その実態把握、裁判例の整理、法改正を含む対応策の検討を行うこと。さらに、ハローワークが青少年の相談等に適切に対応できる体制を整備すること。

十、青少年が安心して職業を選択できるよう、適法な長時間労働の繰り返しが認められる場合など若者の「使い捨て」が疑われる企業であつて、社会的に影響力の大きい場合は、労働基準監督機関が是正を指導した段階で企業名を公表するなど、実効性のある取組を行うこと。

右決議する。

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成二十七年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案
勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案
（勤労青少年福祉法の一部改正）

第一条 勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青少年の雇用の促進等に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 青少年雇用対策基本方針（第八条）

第三章 青少年の適職の選択に関する措置

第一節 公共職業安定所による職業指導等（第九条―第十一条）

第二節 基準に適合する事業主の認定等（第十二条―第十六条）

第四章 青少年の職業能力の開発及び向上に関する措置（第十七条―第十九条）

第五章 雑則（第二十条―第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条―第三十三条）

附則

第一条中「勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もつて勤労青少年の「を」青少年について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業（以下「適職」という。）の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有

する能力を有効に発揮することができるようにし、もつてに、「図る」を「図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与する」に改める。

第二条中「すべて勤労青少年」を「全て青少年」に改め、「心身の成長過程において勤労に従事する者であり、かつ、特に」を削り、「産業」を「経済」に、「になつて」を「担う」に、「かんがみ、勤労青少年が」を「鑑み、青少年が、その意欲及び能力に応じて、」に、「すこやかに」を「健やかに」に改める。

第三条中「勤労青少年」を「青少年である労働者」に、「勤労に従事する」を「将来の経済及び社会を担う」に、「もち、みずからすすんで」を「持ち、自ら進んで」に改める。

第四条の見出しを「（事業主等の責務）」に改め、同条第一項中「その雇用する勤労青少年の福祉を増進する」を「青少年について、その有する能力を正當に評価するための募集及び採用の方法の改善並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることにより、雇用機会の確保及び職場への定着を図り、青少年がその有する能力を有効に発揮することができる」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。）、募集受託者（同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。）、労働者の募集に関する情報を提供することを行つて行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「職業紹介事業者等」という。）は、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着を図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行うように努めなければならない。

第四条第三項を削る。

第五条を次のように改める。

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国は、青少年について、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、地域の実情に応じ、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他青少年の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めなければならない。

第二十条中「第六条第一項、同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第十九条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第六條第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）」中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第十三条第二項を「第四条第二項中「職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者」と、「第三十九条」とあるのは「第四十四条第二項」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第六條中「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第七條中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第八條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大

「と」、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、同条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第九条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部を含む。次条及び第二十三条において同じ。)」と、第十條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十一條中「職業紹介事業者等」とあるのは「無料職業紹介事業者等」と、第二十二條中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料職業紹介事業者等」と、第二十三條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十四條中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第二十五條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、前条に改め、同条を第二十七條とし、同条の前に次の二条を加える。

(権限の委任)

第二十五條 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第十九條第一項中「勤労青少年福祉対策基本方針を、青少年雇用対策基本方針」に改め、同条を第二十四條とし、同条の前に次の二条を加

える。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十二條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主及び職業紹介事業者等に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができ

(相談及び援助)

第二十三條 公共職業安定所は、この法律に定める事項について、青少年の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができ

第十八條の見出しを「(事業主等に対する援助)」に改め、同条中「勤労青少年」を「青少年」に、増進するための事業を推進するために「を」の増進を図るため、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者に対して、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十一條とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(労働に関する法令に関する知識の付与)

第二十條 国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識を付与するように努めなければならない。

第四章を削る。

第五章の章名を削る。

第十三條及び第十四條を削る。

第十二條の見出し中「勤労青少年」を「青少年」に改め、同条中「勤労青少年」を「青少年」に改め、「昭和四十四年法律第六十四号」及び「昭和二十二年法律第二十六号」を削り、同条を第十九條とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 雑則

第十一條の見出しを「(職業能力の開発及び向上に関する啓発活動等)」に改め、同条中「勤労青少年が職業に必要な技能(これに関する知識

を含む。)を習得する」を「青少年がその職業能力の開発及び向上を図る」に、「勤労青少年その他を、青少年その他」に、「職業訓練に関する啓もう宣伝を、職業能力の開発及び向上に関する啓発活動」に改め、同条を第十七條とし、同条の次に次の一条を加える。

(職業訓練等の措置)

第十八條 国は、青少年の職業能力の開発及び向上を図るため、地方公共団体その他の関係者と連携し、青少年に対して、職業訓練の推進、職業能力検定の活用、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五條の四第一項に規定する職務経歴等記録書の普及の促進その他の必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるように努めなければならない。

第十條を削り、第九條中「職業安定機関」を「公共職業安定所」に、「勤労青少年」を「青少年」に、「行なうことができる」を「行うものとする」に改め、同条を第十條とし、同条の次に次の一条、一節及び章名を加える。

(国と地方公共団体の連携)

第十一條 国及び地方公共団体は、青少年が希望する地域において適職を選択することを可能とするため、相互に連携を図りつつ、地域における青少年の希望を踏まえた求人に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 基準に適合する事業主の認定

等

(基準に適合する事業主の認定)

第十二條 厚生労働大臣は、事業主(常時雇用する労働者の数が三百人以下のものに限る。)からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方法の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進

に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十三條 前条の認定を受けた事業主(次条及び第十五條において「認定事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消)

第十四條 厚生労働大臣は、認定事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二條の認定を取り消すことができる。

一 第十二條に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第十二條の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十五條 承認中小事業主団体の構成員である認定事業主が、当該承認中小事業主団体をして青少年の募集及び採用を担当する者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六條第一項及び第三項の規定は、当該構成員である認定事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会

その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で認定事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である認定事業主に対して青少年の募集及び採用を担当する者の募集についての相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五十条の三第一項及び第三項、第五十条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第十五条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替へるものとす。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事せようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。同項」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第十五条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、同項とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対して報告を求めることができる。

第十六条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

第四章 青少年の職業能力の開発及び向上に関する措置

第八条の前の見出しを削り、同条中「職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を「公共職業安定所は、青少年が適職に、「促進する」を「可能とする」に、「勤労青少年その他」を「青少年その他」に、「勤労青少年の特性に適應した職業指導を行なう等を職業経験がないこと、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(以下「学校」という。)を退学したこと、不安定な就業を繰り返していることその他青少年の状況に應じた職業指導及び職業紹介を行う等」に改め、同条を第九条とし、同条の前に見出しとして「職業指導等」を付し、第三章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 公共職業安定所による職業指導等

第三章の章名を次のように改める。

第三章 青少年の適職の選択に関する措置

第七条を削る。

第六条の見出しを削り、同条第一項中「勤労青少年の福祉」を「青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等」に、「勤労青少年福祉対策基本方針」を「この条及び第二十四条において「青少年雇用対策基本方針」に改め、同条第二項中「勤労青少年福祉対策基本方針」に改め、同条第二項中「勤労青少年福祉の増進について」を「青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために」に改め、同項に次の一号を加える。

同条第五項及び第六項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、第二章中同条を第八条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 青少年雇用対策基本方針

第一章中第五条の次に次の二条を加える。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのっとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(指針)

第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

本則に次の一条及び一章を加える。

(適用除外)

第二十八条 第四条第一項、第六条、第七条、第十二条から第十六条まで、第十九条、第二十一条及び第二十二条の規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。

第六章 罰則

第二十九条 第十五条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第四項の規定による届出をしない、労働者の募集に従事した者

同条第五項及び第六項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、第二章中同条を第八条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 青少年雇用対策基本方針

第一章中第五条の次に次の二条を加える。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのっとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(指針)

第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

本則に次の一条及び一章を加える。

(適用除外)

第二十八条 第四条第一項、第六条、第七条、第十二条から第十六条まで、第十九条、第二十一条及び第二十二条の規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。

第六章 罰則

第二十九条 第十五条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第四項の規定による届出をしない、労働者の募集に従事した者

同条第五項及び第六項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、第二章中同条を第八条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 青少年雇用対策基本方針

第一章中第五条の次に次の二条を加える。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのっとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(指針)

第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

本則に次の一条及び一章を加える。

(適用除外)

第二十八条 第四条第一項、第六条、第七条、第十二条から第十六条まで、第十九条、第二十一条及び第二十二条の規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。

第六章 罰則

第二十九条 第十五条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第四項の規定による届出をしない、労働者の募集に従事した者

同条第五項及び第六項中「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、第二章中同条を第八条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 青少年雇用対策基本方針

第一章中第五条の次に次の二条を加える。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのっとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(指針)

第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

本則に次の一条及び一章を加える。

(適用除外)

第二十八条 第四条第一項、第六条、第七条、第十二条から第十六条まで、第十九条、第二十一条及び第二十二条の規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。

第六章 罰則

第二十九条 第十五条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第四項の規定による届出をしない、労働者の募集に従事した者

二 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

三 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定に違反した者

二 第十五条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十五条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十三条 第二十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

（青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第二条 青少年の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十二条」に、「第十二節 基準に適合する事業主の認定等（第十二条 第十六条）」を「第二節 労働者の募集を行う者等が講ずべき措置（第十三条・第十四条）」業主の認定等（第十五条・第十九条）」

に、「第十七条 第十九条」を「第二十条 第二十二條」に、「第二十条 第二十八條」を「第二十三條 第三十一条」に、「第二十九條 第三十三條」を「第三十二條 第三十六條」に改める。

第四條第一項中「改善」の下に、「職業の選択に資する情報の提供を加え、同条第二項中「職業紹介事業者をいう」の下に、「第十四條において同じ」を、「募集受託者をいう」の下に、「第十三條において同じ」を加える。

第八條第一項中「第二十四條」を「第二十七條」に改める。

第三十三條中「第二十二條」を「第二十五條」に改め、同条を第三十六條とする。

第三十二條を第三十五條とする。

第三十一条第一号中「第十三條第二項」を「第十六條第二項」に改め、同条第二号及び第三号中「第十五條第五項」を「第十八條第五項」に改め、同条を第三十四條とする。

第三十條第一号中「第十五條第四項」を「第十八條第四項」に改め、同条第二号及び第三号中「第十五條第五項」を「第十八條第五項」に改め、同条を第三十三條とする。

第二十九條中「第十五條第五項」を「第十八條第五項」に改め、同条を第三十二條とする。

第二十八條中「第十二條から第十六條まで、第十九條、第二十一條及び第二十二條」を「第十五條から第十九條まで、第二十二條、第二十四條及び第二十五條」に改め、第五章中同条を第三十一條とする。

第二十七條中「次條及び第二十三條において」を「以下」に、「第二十一條」を「第十一條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五條の五」とあるのは「船員職業安定法第十五條第一項」と、第十三條第一項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第十四

条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、第二十四條に、「第二十二條を「第二十五條」に、「第二十三條中を「第二十六條中」に、「第二十四條」を「第二十七條」に、「第二十五條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同条を第三十條とする。

第二十六條を第二十九條とし、第二十三條から第二十五條までを三條ずつ繰り下げる。

第二十二條中「及び職業紹介事業者等」を「職業紹介事業者等、求人者及び労働者の募集を行う者」に改め、同条を第二十五條とする。

第二十一條を第二十四條とし、第二十條を第二十三條とする。

第四章中第十九條を第二十二條とし、第十八條を第二十一條とし、第十七條を第二十條とする。

第三章第二節中第十六條を第十九條とする。

第十五條の前の見出しを削り、同条第五項及び第六項中「第十五條第四項」を「第十八條第四項」に改め、同条を第十八條とし、同条の前に見出しとして「（委託募集の特例等）」を付する。

第十四條中「第十二條」を「第十五條」に改め、同条を第十七條とする。

第十三條第一項中「第十五條」を「第十八條」に改め、同条を第十六條とする。

第十二條を第十五條とする。

第三章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 労働者の募集を行う者等が講ずべき措置

（青少年雇用情報の提供）

第十三條 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集（次項において「学校卒業見

込者等募集」という。）を行うときは、学校卒業見込者等に対し、青少年の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の青少年の適職の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項（同項及び次条において「青少年雇用情報」という。）を提供するよう努めなければならない。

2 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等募集に当たり、当該学校卒業見込者等募集に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。

第十四條 求人者は、学校卒業見込者等求人の申込みに応じ、その申込みに係る公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、青少年雇用情報を提供するように努めなければならない。

2 公共職業安定所又は職業紹介事業者に学校卒業見込者等求人の申込みをした求人者は、その申込みをした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者又はこれらの紹介を受け、若しくは受けようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。

第三章第一節中第十一條を第十二條とし、第十條の次に次の一節を加える。

（求人者の不受理）

第十一條 公共職業安定所は、求人者が学校（小学校及び幼稚園を除く。）その他厚生労働省令で定める施設の学生又は生徒であつて卒業することが見込まれる者その他厚生労働省令で定める者（第十三條及び第十四條において「学校卒業見込者等」という。）であることを条件とした求人同条において「学校卒業見込者等求人」という。）の申込みをする場合にお

第三条 青少年の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二十七条」を「第三十条」に改める。

第三十六条中「第二十五条」を「第二十八条」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十一条中「第二十四条及び第二十五条」を「第二十七条及び第二十八条」に改め、第五章中同条を第三十四条とする。

二十七条に、「第二十五条を第二十八条に」、「第二十六条を第二十九条に」、「第二十七条を第三十条に」、「第二十八条第一項を

第二十九条を第三十二条とし、第二十三条から第二十八条までを三条ずつ繰り下げる。

第五章 職業生活における自立促進のた
めの措置

受請のいすれもしていない青少年であつて職業生活を円滑に営む上での困難を有するもの（次条及び第二十五条において「無業青少年」という。）に対し、その特性に応じた適職

第二十四条 地方公共団体は、前条の国の措置と相まって、地域の実情に応じ、無業青少年

（求人者等に対する指導及び援助）

第二十五条 公共職業安定所は、無業青少年に

2 公共職業安定所は、無業青少年を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、配置その

（職業安定法の一部改正）

第四条 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十

下に「又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の三に規定するキャリアコンサルタントによる相談の機会」を加える。

職業能力開発促進法の一部改正)
 五條 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二―第三十条の二）
 第三十条の三―第三十条の二十九」に、「第

に改める。

第二条に次の一項を加える。

に次の一条を加える。

第三條の三 労働者は、職業生活設計を行い、

その職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上に努めるものとする。

第九条及び第十条の二第二項第一号中「第十

第十条の三第一号中「相談」を「キャリアコンサルティング」に改める。

第十五条の七に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の計画を定めるに当

第三章第二節第十五条の五を第十五条の六とし、第十五条の四を第十五条の五とし、第十五条の三の次に次の一条を加える。

(職務経歴等記録書の普及)

2 国は、職務経歴等記録書の様式を定めるに当たっては、青少年の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上が促進されるように、その特性にも配慮するものとする。

4 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を受ける求職者が自ら職業能力の開発及び

向上に関する目標を定めることを容易にする

ために、必要に応じ、キャリアコンサルタントによる相談の機会の確保その他の援助を行うように努めなければならない。

第二十七条第五項中「第十五条の六第二項を『第十五条の七第二項』に、『第二十三条第三項』を『第二十三条第三項及び第四項』に改める。

第三章に次の一節を加える。

第八節 キャリアコンサルタント

(業務)

第三十条の三 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを業とする。

(キャリアコンサルタント試験)

第三十条の四 キャリアコンサルタント試験は、厚生労働大臣が行う。

2 前項のキャリアコンサルタント試験(以下この節において「キャリアコンサルタント試験」という。)は、学科試験及び実技試験によつて行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、キャリアコンサルタント試験を受けることができない。

一 キャリアコンサルティングに必要な知識及び技能に関する講習で厚生労働省令で定めるものの課程を修了した者

二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、第二項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することがで

きる。

(登録試験機関の登録)

第三十条の五 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)に、キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務(以下「資格試験業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名
二 資格試験業務を行う事業所の所在地
三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録試験機関に資格試験業務を行わせるときは、資格試験業務を行わないものとする。

(欠格条項)

第三十条の六 厚生労働大臣は、前条第二項の規定により登録の申請を行う者(以下この条及び次条において「申請者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第三十条の十五の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 申請者の役員のうちに第一号に該当する者がある者
四 申請者の役員のうちに第三十条の十二第一項の規定による命令により解任され、そ

の解任の日から起算して二年を経過しない者がある者

(登録の要件等)

第三十条の七 厚生労働大臣は、申請者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 次に掲げる科目について試験を行うこと。

イ この法律その他関係法令に関する科目
ロ キャリアコンサルティングの理論に関する科目
ハ キャリアコンサルティングの実務に関する科目

二 その他厚生労働省令で定める科目
二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が試験の問題の作成及び採点を行うこと。

イ 学校教育法による大学において心理学、社会学若しくは経営学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者
ロ キャリアコンサルティングに五年以上従事した経験を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三 資格試験業務の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 資格試験業務に関する規程(試験に関する秘密の保持に関するを含む。以下「試験業務規程」という。)に従い資格試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと。
ロ イに掲げるもののほか、資格試験業務

の信頼性を確保するための措置として厚生労働省令で定めるもの

四 債務超過の状態にないこと。

2 第三十条の五第一項の登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号
二 第三十条の五第二項各号に掲げる事項(登録事項等の変更の届出)

第三十条の八 登録試験機関は、前条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 登録試験機関は、役員又は試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(試験業務規程)

第三十条の九 登録試験機関は、試験業務規程を定め、資格試験業務の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験業務規程には、資格試験業務の実施方法、試験に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が試験の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(資格試験業務の休廃止)

第三十条の十 登録試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、資格試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十条の十一 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十五条の二において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間、その事務所に備えて置かなければならない。

2 キャリアコンサルタント試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。)により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(解任命令)

第三十条の十二 厚生労働大臣は、登録試験機

平成二十七年四月十七日 参議院会議録第十三号

関の役員又は試験委員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験業務規程に違反する行為をしたとき、又は資格試験業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録試験機関に対し、当該役員又は試験委員の解任を命ずることができる。

2 前項の規定による命令により試験委員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、試験委員となることができない。

(秘密保持義務等)

第三十条の十三 登録試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、資格試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 資格試験業務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第三十条の十四 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の七第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、資格試験業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(登録の取消し等)

第三十条の十五 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の六各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その登録

を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対し、その登録を取り消し、又は期間を定めて資格試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第三十条の五第一項の登録を受けたとき。

二 第三十条の九第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで資格試験業務を行つたとき。

三 第三十条の九第三項、第三十条の十二第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十条の十、第三十条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第三十条の十一第二項の規定による請求を拒んだとき。

(帳簿の記載)

第三十条の十六 登録試験機関は、帳簿を備え、資格試験業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告等)

第三十条の十七 厚生労働大臣は、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して資格試験業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、資格試験業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第三十条の十八 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十条の五第一項の登録をしたとき。

二 第三十条の八第一項の規定による届出があつたとき。

三 第三十条の十の許可をしたとき。

四 第三十条の十五の規定により登録を取り消したとき。

五 第三十条の十五第二項の規定により資格試験業務の全部又は一部の停止の命令をしたとき。

(キャリアコンサルタントの登録)

第三十条の十九 キャリアコンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備えるキャリアアコンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、キャリアアコンサルタントとなることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 この法律及びこの法律に基づく命令以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 第三十条の二十二第二項の規定により登

録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

3 第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 前項の更新に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(キャリアコンサルタント登録証)

第三十条の二十 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントの登録をしたときは、申請者に前条第一項に規定する事項を記載したキャリアコンサルタント登録証(次条第二項において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第三十条の二十一 キャリアコンサルタントは、第三十条の十九第一項に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 キャリアコンサルタントは、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第三十条の二十二 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の十九第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の二十七の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)

第三十条の二十三 厚生労働大臣は、キャリア

コンサルタントの登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(指定登録機関の指定)

第三十条の二十四 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、キャリアコンサルタントの登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 前項の指定は、登録事務を行おうとする者の申請により行ふ。

3 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三十条の十九第一項、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条の規定の適用については、第三十条の十九第一項中「厚生労働省に」とあるのは「指定登録機関に」と、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」とする。

(指定の基準)

第三十条の二十五 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 営利を目的としない法人であること。

(指定登録機関の指定等についての準用)

第三十条の二十六 第三十条の五第三項、第三十条の六、第三十条の八第二項、第三十条の九、第三十条の十、第三十条の十二第一項及

び第三十条の十三から第三十条の十八までの第三十条の十五第二項第五号及び第三十条の十八第二号を除く。)の規定は、第三十条の二十四第一項の指定、指定登録機関及び登録事務について準用する。この場合において、第三十条の五第三項中「第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と、第三十条の六中「前条第二項」とあるのは「第三十条の二十四第二項」と、第三十条の八第二項中「役員又は試験委員」とあるのは「役員」と、第三十条の九第一項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務に関する規程(以下「登録事務規程」という。))」と、同条第二項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「実施方法、試験に関する料金」とあるのは「実施方法」と、同条第三項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「試験の」とあるのは「登録事務の」と、第三十条の十二第一項中「役員又は試験委員」とあるのは「役員」と、「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第三十条の十三第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。))」とあるのは「職員」と、第三十条の十四第一項中「第三十条の七第一項各号」とあるのは「第三十条の二十五各号」と、第三十条の十五第二項第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と、同項第二号中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、同項第四号中「第三十条の十、第三十条の十一第一項」とあるのは「第三十条の十」と、第三十条の十八第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と読み替へるものとす

る。

(義務)

第三十条の二十七 キャリアコンサルタント

は、キャリアコンサルタントの信用を傷つけ、又はキャリアコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 キャリアコンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。キャリアコンサルタントでなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第三十条の二十八 キャリアコンサルタントでない者は、キャリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(厚生労働省令への委任)

第三十条の二十九 この節に定めるもののほか、キャリアコンサルタント試験、キャリアコンサルタントの登録その他この節の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 職業能力検定

第四十四条第一項中「政令を「厚生労働省令」に改め、同条に次の一項を加える。

4 実技試験の実施方法は、検定職種ごとに、厚生労働省令で定める。

第五章中第四十四条の前に次の節名を付する。

一 第一節 技能検定

第四十七条第一項中「試験業務」を「この条及び第九十六条の二において「技能検定試験業務」に改め、同項各号及び同条第二項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改め、同条第三項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改め、「明治四十年法律第四十五号」を削り、同条第四項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改める。

第五十条の次に次の節名及び一条を加える。

第二節 補則

(職業能力検定に関する基準の整備)

第五十条の二 厚生労働大臣は、職業能力検定(技能検定を除く。以下この条において同じ。)の振興を図るため、事業主その他の関係者が職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準を定めるものとする。

第五十一条中「技能検定」を「職業能力検定」に改める。

第九十六条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(登録試験機関等がした処分等に係る審査請求)

第九十六条の二 登録試験機関が行う資格試験業務に係る処分若しくはその不作為、指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為又は指定試験機関が行う技能検定試験業務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録試験機関、指定登録機関又は指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第九十七条第一項中「第四十四条第一項を『第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験を受けようとする者、第三十条の十九第一項の登録を受けようとする者、第三十条の二十の登録証の再交付若しくは訂正を受けようとする者、第四十四条第一項』に改める。

第九十九条の二中「従事した者の下に」又は「第三十条の二十七第二項の規定に違反した者」

を加える。

第百条第四号中「第四十七条第二項」を「第三十条の十三第一項(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)」又は「第四十七条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百条の二 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合には、その違反行為をした登録試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の十(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)の許可を受けないで資格試験業務又は登録事務の全部を廃止したとき。

二 第三十条の十六(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)の規定に違反して資格試験業務又は登録事務に関する帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十条の十七第一項(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百二条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第三十条の二十二第二項の規定によりキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、キャリアコンサルタントの名称を使用したもの

五 第三十条の二十八の規定に違反した者
第百五条中「第四十七条第四項」を「第三十条の十五第二項(第三十条の二十六において準用

する場合を含む。)」又は「第四十七条第四項」に改め、「違反行為をした」の下に「登録試験機関、指定登録機関又は」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第百五条の二 第三十条の十一第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ場合には、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第十九条の規定公布の日

二 第二条の規定 平成二十八年三月一日

三 第三条の規定、第四条中職業安定法第二十六條第三項の改正規定及び同法第三十三條の二の改正規定(昭和四十四年法律第六十四号)を削る部分に限る。、第五條の規定(職業能力開発促進法の目次の改正規定(第十五條の五を「第十五條の六」に、「第十五條の六」を「第十五條の七」に改める部分に限る。)、同法第三條の二の次に一條を加える改正規定、同法第九條、第十條の二第二項第一号、第十五條の二第二項第八号及び第十五條の三の改正規定、同法第十五條の七に一項を加える改正規定、同法第十五條の七を同法第十五條の八とし、同法第十五條の六を同法第十五條の七とする改正規定、同法第三章第二節第十五條の五を第十五條の六とし、第十五條の四を第十五條の五とする改正規定、同

法第十五條の三の次に一條を加える改正規定、同法第十六條第四項の改正規定、同法第二十七條第五項の改正規定(第十五條の六第二項を「第十五條の七第二項」に改める部分に限る。))並びに同法第九十六條の改正規定を除く。並びに附則第五條、第六條及び第九條の規定 平成二十八年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 第一条の規定による改正後の青少年の雇用の促進等に関する法律第十二條の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。

第四条 第五條の規定による改正後の職業能力開発促進法(次項、次条及び附則第六條において「改正後能開法」という。第三十条の五第一項の登録を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行うことができる。)

2 改正後能開法第三十条の二十四第一項の指定を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行うことができる。

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現にキャリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、改正後能開法第三十条の二十八の規定は、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

平成二十七年四月十七日 参議院會議録第十三号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う調整規定)

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の前である場合には、同日の前日までの間における改正後能開法第九十六条の二の規定の適用については、同条中「審査請求」とあるのは、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求」とし、同条後段の規定は、適用しない。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第七条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

(二十二の二) 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条の十九第一項(キャリアコンサルタントの登録)のキャリアコンサルタントの登録(更新の登録を除く)。

別表第一第八十一号の次に次のように加える。

八十一の二	キャリアコンサルタントに係る登録試験機関の登録
職業能力開発促進法第三十条の五第一項(登録試験機関の登録)の登録	登録件数 一件につき九千円
	登録件数 一件につき十五万円

別表第三の十三の項の第二欄中(昭和四十四年法律第六十四号)を削る。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)

(雇用保険法の一部改正)

第十一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第一百

うに改正する。

第二十五条第三項中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

(雇用対策法の一部改正)

第八条 雇用対策法(昭和四十一年法律第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七條 削除

第九条中「前二条を」前条に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(二十一)の次に次のように加える。

登録件数 一件につき九千円

登録件数 一件につき十五万円

六号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項第二号中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改める。

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正)

第十二条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第五号中「第十五条の六第一項第五号」を「第十五条の七第一項第五号」に改

める。

第二十四条第一項中「第十五条の四、第十五条の六第二項」を「第十五条の五、第十五条の七第二項」に改める。

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正)

第十三条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち社会保険労務士法別表第一の改正規定中「別表第一第二十号の二十五」を「別表第一第二十号の二十六」に、「二十の二十六」を「二十の二十七」に改める。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

第十四条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第二十一条第一項の改正規定を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十五条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「勤労青少年福祉法」を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。

第二十一条第一項中「第六十二号まで、第六十五号(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。」、第六十六号から)を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正に伴う調整規定)

第十六条 外国人の技能実習の適正な実施及び技

能実習生の保護に関する法律の施行の日がこの法律の施行の日以前となる場合には、前条のうち厚生労働省設置法第二十一条の改正規定中「第六十五号(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。」、第六十六号」とあるのは、「第六十五号」とし、附則第十四条の規定は、適用しない。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「勤労青少年福祉法」を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。

「千二百七人」を「千二百十二人」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月十七日から施行し、改正後の参議院事務局職員定員規程の規定は、同月一日から適用する。

投票者氏名
日程第一 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)「委員長報告のとおり修正議決すること」
賛成者氏名 二三八名

阿達 雅志君 愛知 治郎君
青木 一彦君 赤池 誠章君
赤石 清美君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
片山さつき君 金子原二郎君
木村 義雄君 岸 宏一君
北川イツセイ君 北村 経夫君
熊谷 大君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 古賀友一郎君
上月 良祐君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
山東 昭子君 島尻安伊子君
島田 三郎君 島村 大君
末松 信介君 世耕 弘成君
関口 昌一君 伊達 忠一君
高階恵美子君 高野光二郎君
高橋 克法君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
豊田 俊郎君 中泉 松司君

中川 雅治君 中西 祐介君 中曾根弘文君 中原 八一君
長峯 誠君 二之湯武史君 西田 昌司君 二之湯 智君
野上浩太郎君 羽生田 俊君 長谷川 岳君 橋本 聖子君
馬場 成志君 林 芳正君 福岡 資麿君 藤川 政人君
藤井 基之君 古川 俊治君 堀井 巖君 堀内 恒夫君
堀内 恒夫君 牧野たかお君 松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 三木 亨君 三原じゅん子君 水落 敏栄君
三宅 伸吾君 溝手 顕正君 宮本 周司君 森屋 宏君
森 まさこ君 柳本 卓治君 山下 雄平君 山田 俊男君
山崎 力君 山田 修路君 山谷えり子君 山本 順三君
山本 順三君 吉田 博美君 脇 雅史君 渡邊 美樹君
相原久美子君 石上 俊雄君 磯崎 哲史君 江田 五月君
小川 敏夫君 大久保 勉君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君
金子 洋一君 北澤 俊美君 中川 雅治君 中西 祐介君
中曾根弘文君 中原 八一君 二之湯武史君 西田 昌司君
二之湯 智君 野上浩太郎君 羽生田 俊君 長谷川 岳君
橋本 聖子君 福岡 資麿君 藤川 政人君 堀井 巖君
堀内 恒夫君 牧野たかお君 松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 三木 亨君 三原じゅん子君 水落 敏栄君
三宅 伸吾君 溝手 顕正君 宮本 周司君 森屋 宏君
森 まさこ君 柳本 卓治君 山下 雄平君 山田 俊男君
山崎 力君 山田 修路君 山谷えり子君 山本 順三君
山本 順三君 吉田 博美君 脇 雅史君 渡邊 美樹君
相原久美子君 石上 俊雄君 磯崎 哲史君 江田 五月君
小川 敏夫君 大久保 勉君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君
金子 洋一君 北澤 俊美君

小西 洋之君 小見山幸治君 櫻井 充君 橋本賢津也君 田中 直紀君 徳永 エリ君 長浜 博行君 西村まさみ君 羽田雄一郎君 浜野 喜史君 広田 一君 藤末 健三君 藤本 祐司君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 安井美沙子君 柳田 稔君 蓮 舫君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 佐々木さやか君 竹谷とし子君 長沢 広明君 西田 実仁君 平木 大作君 山口那津男君 山本 博司君 若松 謙維君 小野 次郎君 川田 龍平君 清水 貴之君 寺田 典城君 真山 勇一君 井上 哲士君 紙 智子君 倉林 明子君 小林 正夫君 斎藤 嘉隆君 芝 博一君 田城 郁君 津田弥太郎君 那谷屋正義君 難波 奨二君 野田 国義君 白 眞典君 林 久美子君 福山 哲郎君 藤田 幸久君 前川 清成君 増子 輝彦君 森本 真治君 柳澤 光美君 吉川 沙織君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 杉 久武君 谷合 正明君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 東 徹君 片山虎之助君 儀間 光男君 柴田 巧君 藤巻 健史君 室井 邦彦君 市田 忠義君 吉良よし子君 小池 晃君 田村 智子君 辰巳孝太郎君 山下 芳生君 井上 義行君 田中 茂君 山口 和之君 江口 克彦君 中山 恭子君 松沢 成文君 中西 健治君 薬師寺みちよ君 福島みずほ君 福島みずほ君 吉田 忠智君 谷 亮子君 荒井 広幸君 糸数 慶子君 大門実紀史君 仁比 聡平君 アントニオ猪木君 行田 邦子君 松田 公太君 山田 太郎君 中野 正志君 浜田 和幸君 和田 政宗君 水野 賢一君 渡辺美知太郎君 又市 征治君 主 演 了君 山本 太郎君 平野 達男君 興石 東君

反対者氏名

○名

日程第二 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

阿達 雅志君 愛知 治郎君
青木 一彦君 赤池 誠章君
赤石 清美君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君

片山さつき君	金子原二郎君	山下 雄平君	山田 修路君	佐々木さやか君	杉 久武君	日程第三 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等 に関する法律案(内閣提出) 賛成者氏名
木村 義雄君	岸 宏一君	山田 俊男君	山谷えり子君	竹谷とし子君	谷合 正明君	阿達 雅志君
北川イツセイ君	北村 経夫君	山本 一太君	山本 順三君	長沢 広明君	新妻 秀規君	青木 一彦君
熊谷 大君	小泉 昭男君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君	西田 実仁君	矢倉 昌良君	赤石 清美君
小坂 憲次君	古賀友一郎君	若林 健太君	脇 雅史君	平木 大作君	山本 香苗君	井原 巧君
上月 良祐君	佐藤 信秋君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	山口那津男君	横山 信一君	石井 浩郎君
佐藤 正久君	酒井 庸行君	足立 信也君	相原久美子君	山本 博司君	東 徹君	石井 みどり君
山東 昭子君	島尻安伊子君	有田 芳生君	石上 俊雄君	若松 謙維君	片山虎之助君	磯崎 仁彦君
島田 三郎君	島村 大君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君	小野 次郎君	儀間 光男君	猪口 邦子君
末松 信介君	世耕 弘成君	江崎 孝君	江田 五月君	川田 龍平君	柴田 巧君	岩城 光英君
関口 昌一君	伊達 忠一君	小川 勝也君	小川 敏夫君	清水 貴之君	藤巻 健史君	上野 通子君
高階恵美子君	高野光二郎君	尾立 源幸君	大久保 勉君	寺田 典城君	室井 邦彦君	衛藤 晟一君
高橋 克法君	滝沢 求君	大島九州男君	大塚 耕平君	真山 勇一君	市田 忠義君	大家 敏志君
滝波 宏文君	武見 敬三君	大野 元裕君	加藤 敏幸君	井上 哲士君	吉良よし子君	大野 泰正君
柘植 芳文君	塚田 一郎君	風間 直樹君	金子 洋一君	紙 智子君	小池 晃君	岡田 直樹君
鶴保 庸介君	堂故 茂君	神本美恵子君	北澤 俊美君	倉林 明子君	大門実紀史君	片山さつき君
豊田 俊郎君	中泉 松司君	郡司 彰君	小西 洋之君	田村 智子君	仁比 聡平君	木村 義雄君
中川 雅治君	中曽根弘文君	小林 正夫君	小見山幸治君	辰巳孝太郎君	アトニオ猪木君	北川イツセイ君
中西 祐介君	中原 八一君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	山下 芳生君	行田 邦子君	熊谷 大君
長峯 誠君	二之湯 智君	芝 博一君	榛葉賀津也君	井上 義行君	松田 公太君	小坂 憲次君
二之湯武史君	西田 昌司君	田城 郁君	田中 直紀君	田中 茂君	山田 太郎君	上月 良祐君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	津田弥太郎君	徳永 エリ君	山口 和之君	中野 正志君	佐藤 正久君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	那谷屋正義君	長浜 博行君	山口 克彦君	浜田 和幸君	島田 昭子君
馬場 成志君	橋本 聖子君	難波 樊二君	西村まさみ君	中山 恭子君	和田 政宗君	末松 信介君
福岡 資麿君	藤井 基之君	野田 国義君	羽田雄一郎君	松沢 成文君	水野 賢一君	山東 昭子君
藤川 政人君	古川 俊治君	白 眞勲君	浜野 喜史君	中西 健治君	渡辺美知太郎君	関口 昌一君
堀井 巖君	堀内 恒夫君	林 久美子君	広田 一君	薬師寺みちよ君	又市 征治君	高階恵美子君
舞立 昇治君	牧野たかお君	福山 哲郎君	藤末 健三君	福島みずほ君	主濱 了君	高橋 克法君
松下 新平君	松村 祥史君	藤本 祐司君	前川 清成君	吉田 忠智君	山本 太郎君	滝波 宏文君
松山 政司君	丸川 珠代君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	谷 亮子君	平野 達男君	柘植 芳文君
丸山 和也君	三木 亨君	水岡 俊一君	森本 真治君	荒井 広幸君		滝保 庸介君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君	安井美沙子君	柳澤 光美君	興石 東君		豊田 俊郎君
水落 敏榮君	溝手 顕正君	柳田 稔君	吉川 沙織君			中川 雅治君
宮沢 洋一君	宮本 周司君	蓮 訪君	秋野 公造君			中西 祐介君
森 まさこ君	森屋 宏君	荒木 清寛君	石川 博崇君			
柳本 卓治君	山崎 力君	魚住裕一郎君	河野 義博君			

反対者氏名

○名

長峯 誠君	二之湯 智君	櫻井 充君	芝 博一君	山下 芳生君	アントニオ猪木君	木村 義雄君	岸 宏一君
二之湯武史君	西田 昌司君	榛葉賀津也君	田城 郁君	井上 義行君	行田 邦子君	北川イッセイ君	北村 経夫君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	田中 直紀君	津田弥太郎君	田中 茂君	松田 公太君	熊谷 大君	小泉 昭男君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	徳永 エリ君	那谷屋正義君	山口 和之君	山田 太郎君	小坂 憲次君	古賀友一郎君
馬場 成志君	橋本 聖子君	長浜 博行君	難波 奨二君	江口 克彦君	中野 正志君	上月 良祐君	佐藤 信秋君
林 芳正君	福岡 資麿君	西村まさみ君	野田 国義君	中山 恭子君	浜田 和幸君	佐藤 正久君	酒井 庸行君
藤井 基之君	藤川 政人君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	松沢 成文君	和田 政宗君	山東 昭子君	島尻安伊子君
古川 俊治君	堀井 巖君	浜野 喜史君	林 久美子君	中西 健治君	水野 賢一君	島田 三郎君	島村 大君
堀内 恒夫君	舞立 昇治君	広田 一君	福山 哲郎君	中西 健治君	渡辺美知太郎君	末松 信介君	世耕 弘成君
牧野たかお君	松下 新平君	藤末 健三君	藤田 幸久君	福島みずほ君	又市 征治君	関口 昌一君	伊達 忠一君
松村 祥史君	松山 政司君	藤本 祐司君	前川 清成君	吉田 忠智君	主演 了君	高階恵美子君	高野光二郎君
丸川 珠代君	丸山 和也君	水岡 俊一君	増子 輝彦君	谷 亮子君	山本 太郎君	滝波 克法君	滝沢 求君
三木 亨君	三原じゅん子君	安井美沙子君	森本 真治君	荒井 広幸君	平野 達男君	高橋 宏文君	武見 敬三君
三宅 伸吾君	水落 敏栄君	柳田 稔君	柳澤 光美君	余数 慶子君	奥石 東君	柘植 芳文君	塚田 一郎君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君	蓮 舫君	吉川 沙織君	秋野 公造君	石川 博崇君	鶴保 庸介君	堂故 茂君
宮本 周司君	森 まさこ君	荒木 清寛君	河野 義博君	石川 博崇君	中川 雅治君	豊田 俊郎君	中泉 松司君
森屋 宏君	山下 雄平君	魚住裕一郎君	杉 久武君	河野 義博君	中川 雅治君	中川 雅治君	中曾根弘文君
山崎 力君	山田 俊男君	佐々木さやか君	谷合 正明君	谷合 正明君	二名 二二名	中西 祐介君	中原 八一君
山田 修路君	山本 一太君	竹谷とし子君	新妻 秀規君	新妻 秀規君	阿達 雅志君	長峯 誠君	二之湯 智君
山谷えり子君	吉川ゆうみ君	長沢 広明君	矢倉 昌良君	阿達 雅志君	青木 一彦君	二之湯武史君	西田 昌司君
山本 順三君	若林 健太君	西田 実仁君	浜田 昌良君	阿達 雅志君	青木 一彦君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
吉田 博美君	渡辺 猛之君	平木 大作君	矢倉 克夫君	阿達 雅志君	青木 一彦君	羽生田 俊君	長谷川 岳君
脇 雅史君	渡辺 信也君	山口那津男君	山本 香苗君	赤石 清美君	有村 治子君	馬場 成志君	橋本 聖子君
渡邊 美樹君	有田 芳生君	山本 博司君	横山 信一君	井原 巧君	石井 準一君	林 芳正君	福岡 資麿君
相原久美子君	石橋 通宏君	若松 謙維君	東 徹君	石井 浩郎君	石井 正弘君	藤井 基之君	藤川 政人君
石上 俊雄君	江崎 孝君	小野 次郎君	片山虎之助君	石井みどり君	石田 昌宏君	堀内 恒夫君	堀井 巖君
磯崎 哲史君	小川 勝也君	川田 龍平君	儀間 光男君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	堀内 恒夫君	舞立 昇治君
江田 五月君	尾立 源幸君	清水 貴之君	柴田 巧君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	堀内 恒夫君	松下 新平君
小川 敏夫君	大島九州男君	寺田 典城君	藤巻 健史君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	松村 祥史君	松山 政司君
大久保 勉君	大野 元裕君	真山 勇一君	室井 邦彦君	岩城 光英君	宇都 隆史君	丸川 珠代君	丸山 和也君
大塚 耕平君	風間 直樹君	井上 哲士君	市田 忠義君	上野 通子君	江島 潔君	三木 亨君	三原じゅん子君
金子 洋一君	神本美恵子君	紙 智子君	吉良よし子君	衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	三宅 伸吾君	水落 敏栄君
北澤 俊美君	郡司 彰君	倉林 明子君	小池 晃君	大家 敏志君	大沼みずほ君	溝手 顕正君	宮沢 洋一君
小西 洋之君	小林 正夫君	田村 智子君	大門実紀史君	大野 泰正君	太田 房江君	宮本 周司君	森 まさこ君
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	岡田 直樹君	岡田 広君	森屋 宏君	柳本 卓治君
				片山さつき君	金子原二郎君	山崎 力君	山下 雄平君

日程第四 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案
(内閣提出)
賛成者氏名
阿達 雅志君
青木 一彦君
赤石 清美君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井みどり君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
岩城 光英君
上野 通子君
衛藤 晟一君
大家 敏志君
大野 泰正君
岡田 直樹君
片山さつき君
二二名
愛知 治郎君
赤池 誠章君
有村 治子君
石井 準一君
石井 正弘君
石田 昌宏君
磯崎 陽輔君
岩井 茂樹君
宇都 隆史君
江島 潔君
尾辻 秀久君
大沼みずほ君
太田 房江君
岡田 広君
金子原二郎君

反対者氏名
○名

山田 修路君	山田 俊男君	佐々木さやか君	杉 久武君	日程第五 道路交通法の一部を改正する法律案 (内閣提出)	二之湯 智君	二之湯武史君
山谷えり子君	山本 一太君	竹谷とし子君	谷合 正明君	賛成者氏名	西田 昌司君	野上浩太郎君
山本 順三君	吉川ゆうみ君	長沢 広明君	新妻 秀規君	阿達 雅志君	野村 哲郎君	羽生田 俊君
吉田 博美君	若林 健太君	西田 実仁君	浜田 昌良君	青木 一彦君	長谷川 岳君	馬場 成志君
脇 雅史君	渡辺 猛之君	平木 大作君	矢倉 克夫君	赤石 清美君	橋本 聖子君	林 芳正君
渡邊 美樹君	足立 信也君	山口那津男君	山本 香苗君	井原 巧君	福岡 資麿君	藤井 基之君
相原久美子君	有田 芳生君	山本 博司君	横山 信一君	石井 浩郎君	藤川 政人君	古川 俊治君
石上 俊雄君	石橋 通宏君	若松 謙維君	東 徹君	石井 正弘君	堀井 巖君	堀内 恒夫君
磯崎 哲史君	江崎 孝君	小野 次郎君	片山虎之助君	石井みどり君	舞立 昇治君	牧野たかお君
江田 五月君	小川 勝也君	川田 龍平君	儀間 光男君	磯崎 仁彦君	松下 新平君	松村 祥史君
小川 敏夫君	尾立 源幸君	清水 貴之君	柴田 巧君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	丸川 珠代君
大久保 勉君	大島九州男君	寺田 典城君	藤巻 健史君	岩城 光英君	宇都 隆史君	三木 亨君
大塚 耕平君	大野 元裕君	真山 勇一君	室井 邦彦君	上野 通子君	江島 潔君	三宅 伸吾君
加藤 敏幸君	風間 直樹君	アトニオ猪木君	井上 義行君	衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	溝手 顕正君
金子 洋一君	神本美恵子君	行田 邦子君	田中 茂君	大家 敏志君	大沼みずほ君	宮本 周司君
北澤 俊美君	郡司 彰君	松田 公太君	山口 和之君	大野 泰正君	太田 房江君	森 まさこ君
小西 洋之君	小林 正夫君	山田 太郎君	江口 克彦君	岡田 直樹君	岡田 広君	柳本 卓治君
小見山幸治君	斎藤 嘉隆君	中野 正志君	中山 恭子君	片山さつき君	金子原二郎君	山下 雄平君
櫻井 充君	芝 博一君	浜田 和幸君	松沢 成文君	木村 義雄君	岸 宏一君	山田 俊男君
榛葉賀津也君	田城 郁君	和田 政宗君	中西 健治君	北川イツセイ君	北村 経夫君	山本 順三君
田中 直紀君	津田弥太郎君	水野 賢一君	薬師寺みちよ君	熊谷 大君	小泉 昭男君	吉田 博美君
徳永 エリ君	那谷屋正義君	渡辺美知太郎君	主濱 了君	小坂 憲次君	古賀友一郎君	脇 雅史君
長浜 博行君	難波 奨二君	谷 亮子君	荒井 広幸君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	渡邊 美樹君
西村まさみ君	野田 国義君	平野 達男君	奥石 東君	佐藤 正久君	酒井 庸行君	相原久美子君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	林 久美子君	一六名	山東 昭子君	島尻安伊子君	石上 俊雄君
浜野 喜史君	福山 哲郎君	井上 哲士君	市田 忠義君	島田 三郎君	島村 大君	磯崎 哲史君
広田 一君	藤末 健三君	紙 智子君	吉良よし子君	世耕 弘成君	関口 昌一君	江田 五月君
藤本 祐司君	前川 清成君	倉林 明子君	小池 晃君	伊達 忠一君	高階恵美子君	小川 敏夫君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	田村 智子君	大門実紀史君	高野光二郎君	滝波 宏文君	大久保 勉君
水岡 俊一君	森本 真治君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	滝沢 求君	柘植 芳文君	大塚 耕平君
安井美沙子君	柳澤 光美君	山下 芳生君	福島みずほ君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	加藤 敏幸君
柳田 稔君	吉川 沙織君	又市 征治君	吉田 忠智君	塚田 一郎君	豊田 俊郎君	金子 洋一君
蓮 舫君	秋野 公造君	山本 太郎君	糸数 慶子君	堂故 茂君	中川 雅治君	北澤 俊美君
荒木 清寛君	石川 博崇君	河野 義博君		中泉 松司君	中西 祐介君	小西 洋之君
魚住裕一郎君				中曽根弘文君	長峯 誠君	小見山幸治君
				中原 八一君		櫻井 充君

平成二十七年四月十七日

参議院會議録第十三号

投票者氏名

榛葉賀津也君	田城 郁君	井上 義行君	行田 邦子君	北川イツセイ君	北村 経夫君	山谷えり子君	山本 一太君
田中 直紀君	津田弥太郎君	田中 茂君	松田 公太君	熊谷 大君	小泉 昭男君	山本 順三君	吉川ゆうみ君
徳永 エリ君	那谷屋正義君	山口 和之君	山田 太郎君	小坂 憲次君	古賀友一郎君	吉田 博美君	若林 健太君
長浜 博行君	難波 奨二君	江口 克彦君	中野 正志君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	脇 雅史君	渡辺 猛之君
西村まさみ君	野田 国義君	中山 恭子君	浜田 和幸君	佐藤 正久君	酒井 庸行君	渡邊 美樹君	足立 信也君
羽田雄一郎君	白 眞敷君	松沢 成文君	和田 政宗君	山東 昭子君	島尻安伊子君	相原久美子君	有田 芳生君
浜野 喜史君	林 久美子君	中西 健治君	水野 賢一君	島田 三郎君	島村 大君	石上 俊雄君	石橋 通宏君
広田 一君	福山 哲郎君	薬師寺みちよ君	渡辺美知太郎君	末松 信介君	世耕 弘成君	磯崎 哲史君	江崎 孝君
藤末 健三君	藤田 幸久君	福島みずほ君	又市 征治君	関口 昌一君	伊達 忠一君	江田 五月君	小川 勝也君
藤本 祐司君	前川 清成君	吉田 忠智君	主濱 了君	高階恵美子君	高野光二郎君	小川 敏夫君	尾立 源幸君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	谷 亮子君	荒井 広幸君	高橋 克法君	滝沢 求君	大久保 勉君	大島九州男君
水岡 俊一君	森本 真治君	平野 達男君	糸数 慶子君	滝波 宏文君	武見 敬三君	大塚 耕平君	大野 元裕君
安井美沙子君	柳澤 光美君	奥石 東君		柘植 芳文君	塚田 一郎君	加藤 敏幸君	風間 直樹君
柳田 稔君	吉川 沙織君			鶴保 庸介君	堂故 茂君	金子 洋一君	神本美恵子君
蓮 舫君	秋野 公造君	山本 太郎君	一名	豊田 俊郎君	中泉 松司君	北澤 俊美君	郡司 彰君
荒木 清寛君	石川 博崇君			中川 雅治君	中曾根弘文君	小西 洋之君	小林 正夫君
魚住裕一郎君	河野 義博君			中西 祐介君	中原 八一君	小見山幸治君	斎藤 嘉隆君
佐々木さやか君	杉 久武君			長峯 誠君	二之湯 智君	櫻井 充君	芝 博一君
竹谷とし子君	谷合 正明君			二之湯武史君	野村 哲郎君	榛葉賀津也君	田城 郁君
長沢 広明君	新妻 秀規君			野上浩太郎君	西田 昌司君	田中 直紀君	津田弥太郎君
西田 実仁君	浜田 昌良君			羽生田 俊君	長谷川 岳君	徳永 エリ君	那谷屋正義君
平木 大作君	矢倉 克夫君			馬場 成志君	橋本 聖子君	長浜 博行君	難波 奨二君
山口那津男君	山本 香苗君			林 芳正君	福岡 資麿君	西村まさみ君	野田 国義君
山本 博司君	横山 信一君			藤井 基之君	藤川 政人君	羽田雄一郎君	白 眞敷君
若松 謙維君	東 徹君			古川 俊治君	堀井 巖君	浜野 喜史君	林 久美子君
小野 次郎君	片山虎之助君			堀内 恒夫君	舞立 昇治君	広田 一君	福山 哲郎君
川田 龍平君	儀間 光男君			牧野たかお君	松下 新平君	藤末 健三君	藤田 幸久君
清水 貴之君	柴田 巧君			松村 祥史君	松山 政司君	藤本 祐司君	前川 清成君
寺田 典城君	藤巻 健史君			丸川 珠代君	丸山 和也君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君
真山 勇一君	室井 邦彦君			三木 亨君	三原じゅん子君	水岡 俊一君	森本 真治君
井上 哲士君	市田 忠義君			三宅 伸吾君	水落 敏榮君	安井美沙子君	柳澤 光美君
紙 智子君	吉良よし子君			溝手 顕正君	宮沢 洋一君	柳田 稔君	吉川 沙織君
倉林 明子君	小池 晃君			宮本 周司君	森 まさこ君	蓮 舫君	秋野 公造君
田村 智子君	大門実紀史君			森屋 宏君	柳本 卓治君	荒木 清寛君	石川 博崇君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君			山崎 力君	山下 雄平君	魚住裕一郎君	河野 義博君
山下 芳生君	アトニ才猪木君			山田 修路君	山田 俊男君	佐々木さやか君	杉 久武君

竹谷とし子君	谷合 正明君	参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件	賛成者氏名	一六一名	二之湯武史君	西田 昌司君	藤巻 健史君	真山 勇一君
長沢 広明君	新妻 秀規君	阿達 雅志君	愛知 治郎君	野上浩太郎君	西田 昌司君	室井 邦彦君	アノ二才猪木君	山下 芳生君
西田 実仁君	浜田 昌良君	青木 一彦君	赤池 誠章君	長谷川 岳君	羽生田 俊君	井上 義行君	田中 茂君	井上 義行君
平木 大作君	矢倉 克夫君	赤石 清美君	有村 治子君	福岡 資麿君	藤井 基之君	山口 和之君	松田 公太君	松田 公太君
山口那津男君	山本 香苗君	井原 巧君	石井 準一君	藤川 政人君	古川 俊治君	江口 克彦君	中野 正志君	中野 正志君
山本 博司君	横山 信一君	石井 浩郎君	石井 正弘君	堀井 巖君	堀内 恒夫君	中山 恭子君	浜田 和幸君	浜田 和幸君
若松 謙維君	東 徹君	石井みどり君	石田 昌宏君	舞立 昇治君	牧野たかお君	松沢 成文君	和田 政宗君	和田 政宗君
小野 次郎君	片山虎之助君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	松下 新平君	松村 祥史君	中西 健治君	主濱 了君	主濱 了君
川田 龍平君	儀間 光男君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	松山 政司君	丸川 珠代君	谷 亮子君	荒井 広幸君	荒井 広幸君
清水 貴之君	柴田 巧君	岩城 光英君	宇都 隆史君	丸山 和也君	三木 亨君	平野 達男君	糸数 慶子君	糸数 慶子君
寺田 典城君	藤巻 健史君	上野 通子君	江島 潔君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君			
真山 勇一君	室井 邦彦君	衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	水落 敏榮君	溝手 顕正君			
井上 哲士君	市田 忠義君	大家 敏志君	大沼みずほ君	宮沢 洋一君	宮本 周司君			
紙 智子君	吉良よし子君	大野 泰正君	太田 房江君	森 まさこ君	森屋 宏君			
倉林 明子君	小池 晃君	岡田 直樹君	岡田 広君	柳本 卓治君	山崎 力君			
田村 智子君	大門実紀史君	片山さつき君	金子原二郎君	山下 雄平君	山田 修路君			
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	木村 義雄君	岸 宏一君	山田 俊男君	山谷えり子君			
山下 芳生君	アノ二才猪木君	北川イツセイ君	北村 経夫君	山本 一太君	山本 順三君			
井上 義行君	行田 邦子君	熊谷 大君	小泉 昭男君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君			
田中 茂君	松田 公太君	小坂 憲次君	古賀友一郎君	若林 健太君	脇 雅史君			
山口 和之君	山田 太郎君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君			
江口 克彦君	中野 正志君	佐藤 正久君	酒井 庸行君	秋野 公造君	荒木 清寛君			
中山 恭子君	浜田 和幸君	山東 昭子君	島尻安伊子君	石川 博崇君	魚住裕一郎君			
松沢 成文君	和田 政宗君	島田 三郎君	島村 大君	河野 義博君	佐々木さやか君			
中西 健治君	水野 賢一君	末松 信介君	世耕 弘成君	杉 久武君	竹谷とし子君			
薬師寺みちよ君	渡辺美知太郎君	関口 昌一君	伊達 忠一君	谷合 正明君	長沢 広明君			
福島みずほ君	又市 征治君	高階恵美子君	高野光二郎君	新妻 秀規君	西田 実仁君			
吉田 忠智君	主濱 了君	高橋 克法君	滝沢 求君	浜田 昌良君	平木 大作君			
谷 亮子君	荒井 広幸君	滝波 宏文君	武見 敬三君	矢倉 克夫君	山口那津男君			
平野 達男君	糸数 慶子君	柘植 芳文君	塚田 一郎君	山本 博司君	山口 和之君			
興石 東君		鶴保 庸介君	堂故 茂君	横山 信一君	山本 博司君			
		豊田 俊郎君	中泉 松司君	東 徹君	小野 次郎君			
		中川 雅治君	中曽根弘文君	片山虎之助君	川田 龍平君			
		中西 祐介君	中原 八一君	儀間 光男君	清水 貴之君			
		長峯 誠君	二之湯 智君	柴田 巧君	寺田 典城君			
反对者氏名	一名					反对者氏名	七十二名	
山本 太郎君						足立 信也君	相原久美子君	
						有田 芳生君	石上 俊雄君	
						石橋 通宏君	磯崎 哲史君	
						江崎 孝君	江田 五月君	
						小川 勝也君	小川 敏夫君	
						尾立 源幸君	大久保 勉君	
						大島九州男君	大塚 耕平君	
						大野 元裕君	加藤 敏幸君	
						風間 直樹君	金子 洋一君	
						神本美恵子君	北澤 俊美君	
						郡司 彰君	小西 洋之君	
						小林 正夫君	小見山幸治君	
						斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	
						芝 博一君	榛葉賀津也君	
						田城 郁君	田中 直紀君	
						津田弥太郎君	徳永 エリ君	
						那谷屋正義君	長浜 博行君	
						難波 奨二君	西村まさみ君	
						野田 国義君	羽田雄一郎君	
						白 眞勲君	浜野 喜史君	
						林 久美子君	広田 一君	
						福山 哲郎君	藤末 健三君	
						藤田 幸久君	藤本 祐司君	

前川 清成君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	水岡 俊一君
森本 真治君	安井美沙子君
柳澤 光美君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 舫君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
福島みずほ君	又市 征治君
吉田 忠智君	山本 太郎君
糸数 慶子君	奥石 東君

局地的な大雨及び集中豪雨による災害対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月三十一日

江口 克彦

参議院議長 山崎 正昭殿

局地的な大雨及び集中豪雨による災害対策に関する質問主意書

近年、雨の降り方が変化したことにより、局地的な大雨や集中豪雨の発生回数が増加している。平成二十六年八月豪雨においては、広島市で発生した大規模な土砂崩れにより七十人以上の貴重な人命が失われるなど、全国各地で甚大な人的・物的被害が発生した。局地的な大雨や集中豪雨による災害の発生は今後も懸念されるところであるが、このような悼ましい災害の発生を未然に防ぎ、国民の生命・財産を守るためにも早急な対策が求められる。そこで、局地的な大雨及び集中豪雨による災害対策に関して、以下質問する。

平成二十七年四月十七日 参議院会議録第十三号

質問主意書及び答弁書

一 近年、短時間のうちに記録的な降雨量をもたらす大雨が全国各地で観測されている。

例えば、平成二十五年台風第二十六号においては、東京都大島町で二十四時間雨量八百二十四ミリという記録的な大雨が観測され、土砂災害が発生し、四十人近くの方が犠牲になった。平成二十六年八月豪雨においても、広島市では、わずか三時間近くの集中豪雨による土砂災害で七十人以上が犠牲となった。気象庁は、このような大雨が発生する事態について、どのように現状を把握し、その原因を分析しているのか明らかにされたい。

二 災害による被害を最小限のものとするために、事前の備えが必要である。局地的な大雨や集中豪雨の場合は、いつ、どこで、どの程度の雨が見込まれるかについて、できるだけ正確な予報が重要であると考える。

気象庁は、平成二十六年八月七日より高解像度降水ナウキャストの運用を開始しているが、平成二十六年八月に発生した広島市の集中豪雨は予測できなかったとする報道もある。

そこで、政府として、局地的な大雨や集中豪雨を予報するに当たって、どのような観測体制を整備し、どの程度の精度まで予報ができるようになっているのか、明らかにされたい。

また、今後、予測精度を向上させるために、何に重点を置いて取り組んでいくつもりか、政府の見解を示されたい。

三 局地的な大雨や集中豪雨、台風などによる災害に対応するためには、大雨に関する事前の情報と正確に把握し、住民に伝達し、避難してもらうことが重要である。避難勧告、避難指示等は市町村長の判断に任されているが、広島市では避難勧告を発するに当たって五項目目の判断基準を有していたことが、平成二十六年八月豪雨による土砂災害が発生した際に判断が遅れた

一因と指摘する報道もある。

政府は、「土砂災害など重大な自然災害に対する主な被害防止対策（平成二十六年九月五日平成二十六年（二〇一四年）八月豪雨非常災害対策本部決定を公表しており、その中で、「深夜を含めた災害リスク情報の確な提供」として、同年四月に内閣府が改定・公表した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の周知徹底と確認を行うとしている。今後は、市町村長がためらわず判断できるよう、避難勧告等の判断基準の簡素化について、国から市町村へ要請するべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

また、土砂災害警戒情報など、災害に直結するような防災情報を市町村に積極的に提供すべきと考えるが、現在どのような体制で情報提供を行い、今後、どのように発展させるべきと考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

四 「避難勧告」、「避難指示」については、似たような用語であり、一見すると、どちらが切迫した事態を表しているのか国民が理解しにくい。例えば、「ガイドライン」においては、避難勧告の一段前の措置として「避難準備情報」の発令があるが、高齢者、障害者、乳幼児、その他災害時に特に配慮を要する者については、「立ち退き避難する」とあり、避難勧告と同じ意味合いを持つている。

そこで、避難準備情報、避難勧告及び避難指示の用語に関して、国民が災害の切迫性の度合いを正しく理解し、避難に役立てているかについて把握するために調査を実施したことはあるか。調査を実施したことがあれば、その結果を示されたい。また、調査が行われていないのであれば、調査の必要性について政府の見解を明らかにされたい。

らかにされたい。

五 安倍総理は、夜間の避難勧告を住民に確実に知らせるため、緊急速報メールの整備を促進する考えを示したと報道されていたが、災害時における情報伝達については、住民に避難場所や災害関連情報が正しく伝わり、実際に避難行動につなげることが何よりも重要であると考えらる。

そこで、こうした災害時の避難行動に重要な情報の伝達方法について、避難準備情報、避難勧告及び避難指示を災害の切迫性の度合いを段階的に、よりの確に伝わる用語に見直していくことも含め、情報の受け手である国民の意見を十分に反映しつつ、国と地方公共団体が連携し、周知を徹底していくべきではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

六 道路の冠水や家屋の床上・床下浸水、土砂崩れ等の局地的な大雨や集中豪雨によつて被害が発生しやすい場所の特定を行い、それぞれの箇所に応じた防災対策を行うことは重要である。

しかし、広島市における土砂災害では、被災箇所において、土砂災害警戒区域等の指定や砂防ダムの整備が進んでいなかったとされている。

政府は、事前防災・減災の観点から国土強靱化を推進していくとしていることから、災害から国民を守るためにこれまで以上に十分な予算措置が必要になると考えるが、土砂災害対策に關係する予算補助などは社会資本整備総合交付金等により一括交付されるため、その内訳が不明確となっている。土砂災害対策や気象観測網の整備などの局地的な大雨や集中豪雨に係る防災関係予算について、現在の予算規模に対する認識と今後の方針について示されたい。

右質問する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員江口克彦君提出局地的な大雨及び集中豪雨による災害対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出局地的な大雨及び集中豪雨による災害対策に関する質問に對する答弁書

一について

昭和五十一年から平成二十六年までの期間における一時間降水量が五十ミリメートル以上の降雨の年間の発生回数は増加傾向にあり、その原因としては、地球温暖化に伴う大気中の水蒸気量の増加が寄与している可能性があるが、両者の関係については、更なる観測データの蓄積や気候の変化に関連する研究の進展を踏まえた評価が必要であると認識している。

二について

気象庁においては、雨雲を把握するための気象ドップラーレーダーを全国二十か所に、上空の風を把握するためのウィンドプロファイラーを全国三十三か所に、地上の気象状況を把握するための地域気象観測システム(アメダス)を全国約千三百か所に、それぞれ整備するとともに、我が国周辺を含む広範囲にわたる雲の状況を把握するための気象衛星を整備しているほか、国土交通省が整備したレーダーのデータや地方公共団体等が保有する全国約九千三百か所の雨量計のデータを収集する体制を整備しているところであり、現状では、観測された降水地域の移動については予測可能となつてはいるが、局地的な大雨や集中豪雨をもたらす新たに発生する積乱雲による降水域を予測することは困難である。

質問主意書及び答弁書

また、局地的な大雨や集中豪雨の予測精度を向上させるため、同庁においては、平成二十七年中に運用の開始を予定している「静止地球環境観測衛星」による観測の間隔の短縮及び分解能の改善並びに気象レーダーによる観測の高度化により、気象状況を把握する技術の向上させる取組とともに、このような技術の向上により得られる観測データを基にスーパーコンピュータを用いて気象状況を分析し、及び予測する技術を向上させる取組を進めている。

三について

お尋ねの「避難勧告等の判断基準」については、平成二十六年八月に広島市で発生した土砂災害を受け、同年九月四日に、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官調査・企画担当及び消防庁国民保護・防災部防災課長(以下「参事官等」という。)から、都道府県消防防災主管部長に対し、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)」(平成二十六年四月内閣府(防災担当)(以下「ガイドライン」という。))に基づき、避難勧告等の判断基準の再点検すること等を市町村に依頼するよう通知したところである。ガイドラインにおいては、「土砂災害警戒情報の発表をもって避難勧告の判断基準とすることを基本とする」と及び「基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令することが明記されている。

また、お尋ねの「情報提供」については、現在、土砂災害警戒情報、大雨警報等について、都道府県から、ファックス、電話等により市町村へ通知されるとともに、気象庁からインターネットを活用して市町村へ提供しているところであるが、平成二十六年の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成二十二年法律第五十七号)の改正により、土砂災害警戒情報について、都道府県知事が市町

村の長に通知するとともに一般に周知させるため必要な措置を講ずることが義務付けられたところであり、引き続き、情報伝達体制の充実に努めてまいりたい。

さらに、特に気象状況が切迫した局面においては、市町村に対し、当該地域を管轄する気象台等から、その状況を直接電話で伝える取組を進めており、引き続き、確実な実施に努めてまいりたい。

四について

平成二十二年十一月に内閣府が実施した「避難勧告・避難指示に関する住民向けアンケート調査」によれば、避難準備情報、避難勧告及び避難指示の違いについて、「よく知っていた」が五・一パーセント、「ある程度は知っていた」が五十三・〇パーセント、「はじめて知った」が四十一・九パーセントであった。

五について

お尋ねについては、「災害時の避難に関する専門調査会報告(平成二十四年三月中央防災会議「災害時の避難に関する専門調査会」)において、「市町村が住民などに安全確保行動を促すための手段として「避難準備情報」、「避難勧告」及び「避難指示」があるが、これらの違いが明確に認識されていない」という課題に対応して、「市町村は、住民などが自ら適切な安全確保行動を判断できるように、「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」の違いについて、自らの明確な理解の下、住民などに対して周知・徹底することが必要である。」とされており、平成二十四年五月九日に、中央防災会議会長(内閣総理大臣)から都道府県防災会議会長に対し、市町村防災会議にこのことを含めた同報告の内容に留意されたい旨を周知するよう依頼を行っているところである。

また、ガイドラインにおいては、避難勧告等

が発令された場合に、そのときの状況に応じて住民等が採るべき避難行動及び避難勧告等を住民等に伝達する手段について、それぞれの具体例を明記しているところであり、平成二十六年四月八日に、参事官等から都道府県消防防災主管部長に対し、ガイドラインを市町村に周知するよう依頼しているところである。

六について

政府としては、災害から国民の生命、身体及び財産を守るため、お尋ねの「局地的な大雨や集中豪雨に係る防災関係予算」を含め、防災対策の推進に必要な予算を確保してきているところであり、引き続き、その確保に努めてまいりたい。

拉致問題等に対する国連での取組に関する質問主意書

平成二十七年三月三十一日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

拉致問題等に対する国連での取組に関する質問主意書

一 政府は、平成二十五年八月二十八日に開催された北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(以下「COI」とする)の委員に対する政府合同説明会において、警察が捜査・調査している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者が八百六十三人存在する旨を伝えています。さらに政府は、平成二十七年二月一日現在において、警察が捜査・調査している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者が八百八十一人存在する旨を明らかにしました。政府がその都度

公表するこれらの人数は、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者についての公式数字であると理解してよろしいですか。

二 政府は、平成二十七年二月一日現在、警察が捜査・調査している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者が八百八十一人存在する旨を明らかにしています。この八百八十一人について、政府からCOIに対し、すでに報告を行いましたか。

三 COIは、平成二十六年三月に国連人権理事事に提出した報告書において、拉致問題を含む北朝鮮における深刻な人権侵害が「人道に対する罪」に当たるとしています。政府は、この拉致問題をふくむ北朝鮮における深刻な人権侵害のなかに、平成二十六年五月二十九日の記者会見において菅官房長官が述べた、昭和二十年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致の疑いが排除されない行方不明者もふくまれていると認識していますか。個々の事案について、政府の認識を明確にお示し下さい。

四 政府は、拉致問題対策本部のホームページ中の「拉致問題に対する国際的関心の高まり(国連での取組等)」で、平成二十六年の国連総会決議について「安保理がCOIの勧告を検討し、北朝鮮の人権状況の国際刑事裁判所(ICC)への付託等を通じて適切な行動をとるよう促している」と紹介しています。この決議は日本政府とEUの共同提出によるものですが、北朝鮮の人権状況の国際刑事裁判所(以下「ICC」とする)への付託等について、共同提出国の責任として実現まで取り組むと理解してよろしいですか。

五 前記四に関して、ICCへの付託等については、平成二十六年五月に合意した日朝政府間協議による北朝鮮側の全面的な調査の結果に左右されるのですか、左右されないのですか。

六 平成二十七年の国連総会における北朝鮮人権状況決議への政府の取組方針は、平成二十六年五月に合意した日朝政府間協議による北朝鮮側の全面的な調査の結果に左右されるのですか、左右されないのですか。

右質問する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出拉致問題等に対する国連での取組に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出拉致問題等に対する国連での取組に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「公式数字」が具体的に何を意味するのか必ずしも明らかではないが、平成二十五年八月二十八日現在、警察が捜査・調査していた拉致の可能性を排除できない者の数は、先の答弁書(平成二十五年十月二十九日内閣参質一八五第二六号)八についてでお答えしたとおり八百六十三人であり、また、平成二十七年二月一日現在、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の数は、先の答弁書(平成二十七年三月三日内閣参質一八九第三八号)一についてでお答えしたとおり八百八十一人である。

二について

御指摘の「COI」は、平成二十六年三月にその活動を終了しており、お尋ねの「八百八十一人」について「COI」への報告は行っていない。

三について

御指摘の報告書の個々の文言が意味するところ

ろについて、政府としてお答えする立場になるについて、

四について

御指摘の「共同提出国の責任」の意味するところが必要しも明らかでないが、政府としては、御指摘の平成二十六年十二月十八日(現地時間)に国際連合総会本会議において採択された北朝鮮人権状況決議のフォローアップに関し、関係国と効果的な方法を協議していく考えである。

五及び六について

お尋ねについては、調査結果も踏まえ、適切な対応をとりたいと考えている。

「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月三十一日

参議院議長 山崎 正昭殿
有田 芳生

「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する質問主意書

平成二十三年四月一日の閣議決定で「人権教育・啓発に関する基本計画」に新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられました。「北朝鮮当局による人権侵害問題」について質問します。

一 政府は、平成二十三年九月二十八日に三原じゅん子参議院議員が提出した「人権教育・啓発に関する基本計画」に新たに追加された「北朝鮮当局による拉致問題等」に関する質問主意書(第百七十八回国会質問第二三三号)に対する答弁書(内閣参質一七八第二三三号。以下「この答弁書」とする)において、「人権教育・啓発に関する基本計画」での「拉致問題等」とは、「拉致問題

その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成十八年法律第九十六号)第二条第三項等に規定する「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題のことをいう」と答弁しました。そしてさらに「その他北朝鮮当局による人権侵害問題」の例として、「過去に朝鮮半島出身者である夫等が随伴して北朝鮮に渡航した日本人配偶者の安否確認及び故郷訪問についての問題がある」と答弁しています。この見解に今も変更はありませんか。

二 政府は、この答弁書において、「その他北朝鮮当局による人権侵害問題」の例として、過去に朝鮮半島出身者である夫等が随伴して北朝鮮に渡航した日本人配偶者の安否確認及び故郷訪問についての問題(以下「日本人妻問題」とする)を挙げています。これ以外の北朝鮮当局による人権侵害問題についてはどのようなものがありますか、そのすべてについてお示し下さい。

三 政府は、国が行う人権教育及び人権啓発において、日本人妻問題にどのように取り組んできましたか。平成二十三年度から平成二十六年度まで、年度ごとに取組実績と取組内容について具体的にお示し下さい。

四 政府は、国が行う人権教育及び人権啓発において、日本人妻問題の何故人権侵害にあたるとしているのですか、お示し下さい。

五 政府は、国が行う人権教育及び人権啓発において、日本人妻問題が生じた原因は何だとしているのですか、お示し下さい。

六 政府は、全国の地方自治体及び教育委員会が人権教育及び人権啓発の場で日本人妻問題を取り上げるにあたり、解説書的な資料を作成していますか。作成しているなら、作成年月日と資料の表題、それから作成した担当部局をお示し下さい。

七 政府は、日本人妻問題を北朝鮮当局による人

権侵害問題として以上、日本人妻問題が生じたことは失敗でありその原因は北朝鮮当局にあるとお考えですか、政府の見解をお示し下さい。

八 政府は、日本人妻問題が北朝鮮当局による人権侵害問題であると把握したのはいつですか。また、人権侵害問題であるとした根拠は何ですか、それぞれお示し下さい。

右質問する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの見解について、現在も変更はない。

二について

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成十八年法律第九十六号)第二条第三項等に規定する「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題」の「その他北朝鮮当局による人権侵害問題」に關し、過去に朝鮮半島出身者である夫等に随伴して北朝鮮に渡航した日本人配偶者の安否確認及び故郷訪問についての問題以外にどのようなものがあるかについて、その全てを包括的にお答えすることは困難であるが、国際社会において北朝鮮による広範な人権侵害が指摘されていると承知している。

三及び六について

国は、平成二十三年度から平成二十六年度までの間、御指摘の「日本人妻問題」のみに焦点を当てた人権教育及び人権啓発に関する取組は行っていないが、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、「日本人妻問題」を含めた「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題」についての関心と認識を深めるため、啓発冊子の配布等の取組を広く行っている。

四、五、七及び八について

お尋ねについては、個別具体的な事案によって事情が必ずしも同一ではないことから、一概にお答えすることは困難であるが、過去に朝鮮半島出身者である夫等に随伴して北朝鮮に渡航した日本人配偶者の安否確認及び故郷訪問の実現は、人道的観点から適切に対処すべき問題である。

T P P交渉の情報開示に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年四月二日

徳永 エリ

参議院議長 山崎 正昭殿

T P P交渉の情報開示に関する質問主意書
U S T R(米国通商代表部)のウェブサイトには、T P P(環太平洋パートナーシップ)やT T I P(環大西洋貿易投資パートナーシップ)など米国のオバマ政権が進める貿易交渉の際の説明責任や情報公開について書かれている。その中には「国民の代表である国会議員との協働について」という項目が立てられており、その概要は以下の通りである。

「国民の代表である国会議員との協働について
政府は国民の代表である国会議員と緊密に協力して我々の目指す野心的な貿易協定を追求している。この協力には以下が含まれている。

・全ての国会議員に対して、交渉テキスト全文へのアクセスを提供する。議員は国会の中で都合のよい時にテキストを見ることが出来る。またしかるべきセキュリティ許可を得た議員のスタッフを伴って閲覧することもできる。

・T P Pに關してだけでも千七百回近くの議員へのブリーフィングを持ってきた。また、T T I PやT P A(貿易促進権限)、A G O A(アフリカ成長機会法)その他についてもそれ以上行っている。

・国会議員に対して、交渉テキストのナビゲーションのために、T P P各章の要約版を提供する。

・国会議員に対して、議会の委員会とともに作成した交渉での米国の提案を、交渉のテーブルにすぐ前に見せる。

・U S T Rは議会とともに働き、あらゆる段階において議会のフィードバックをもらい、交渉内容を更新していく。」

さらには、三月十八日、U S T Rのフロマン代表とルー財務長官が出席した与党・民主党の集会で、新たな措置によって国会議員はT P Pの各章の要旨に加え、全文を閲覧できるようになることが明らかにされた。フロマン代表は声明で、「われわれが労働者、企業、農業従事者のために米国にもたらそうと取り組んでいる利点について、議会メンバーが十分理解できるように、前例のない追加措置をとった」と述べた。

このように、T P Pの交渉内容については守秘義務が課されているにもかかわらず、これまでも米国では一定の条件の中で国会議員がテキストを

閲覧することが可能だったが更にその条件を緩和し、全ての国会議員にテキスト全文を見せるようにしたのである。

これらを受けて、以下の通り、質問する。
一 米国が全ての国会議員にT P Pの交渉テキスト全文を見せるようにしたことは、T P P交渉参加国間の守秘義務に関するルールを米国が破ったことになるのではないか。

二 前記一に關して、参加国を平等に拘束する国際協定のルール違反だとすれば、我が国は、今後米国に対して、どのように対応するのか。

三 米国が全ての国会議員にT P Pの交渉テキスト全文を見せるのであれば、「守秘義務だから公開できない、漏らすとT P Pから退場させられる」という日本政府のこれまでの答弁はもはや通用しないのではないか。我が国も、国民の代表たる国会議員にT P Pの交渉テキストを公開すべきではないか。もし公開できないのなら、その理由を示されたい。

四 米国は、「国会議員に対して、議会の委員会とともに作成した交渉での米国の提案を、交渉のテーブルにつく前に見せる」としており、攻めるべきものや守るべきものが国会議員に示されることになる。我が国の国益を守るためにも、日本でも同様の対応が必要と考えるがいかがか。

右質問する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員徳永エリ君提出T P P交渉の情報開示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員徳永エリ君提出T P P交渉の情
報開示に関する質問に対する答弁書

一及び二について

米国を含む環太平洋パートナーシップ(以下「T P P」という)協定交渉参加国は、T P P協定交渉上の守秘義務を保持しつつ、議会や国民に対する透明性を確保するために様々な努力をしていると承知しているが、情報提供に係る他国の取組について具体的諸条件を含めて全てを承知しているわけではないので、我が国政府として、お尋ねについて、コメントすることは差し控えたい。

三及び四について

T P P協定交渉に関する情報については、我が国においても、これまでT P P協定交渉の進捗状況、交渉に取り組む我が国の基本方針等について、国会を始め様々な場で説明してきている。今後とも、T P P協定交渉上の守秘義務の制約はあるものの、工夫しながらできる限りの情報提供に取り組んでいく考えである。

もんじゅに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月二日

参議院議長 山崎 正昭殿
浜田 和幸

もんじゅに関する質問主意書

二〇一二年十一月、保安規定に基づく機器の点検漏れが約一万点あった高速増殖炉「もんじゅ」について、独立行政法人日本原子力研究開発機構は本年三月二十三日、「点検漏れを発生させない体制を再構築した」とする報告書を提出したが、保安検査の結果、液体ナトリウムの流れる原子炉一

次冷却系配管の劣化状況の検査や、補機冷却系配管の肉厚検査に不備があったことが判明した。いずれの配管も、原子炉の安全上最も重要な「クラス一」に分類されている。これに関し、以下質問する。

一もんじゅの総事業費について、関連施設の研究開発費や人件費、固定資産税、準備段階の経費を含めた総額を明らかにされたい。

二運転開始から二十四年経過しながら目立った成果がない一方、莫大な予算を投じて安全性能に対する信頼が得られない現状で、なおも運転再開に向けて取り組むよりも、他の代替エネルギー開発に国家予算を投じた方が現実的と考えるが、政府の見解を示されたい。

三原子力発電(以下「原発」という)や再生可能エネルギーなど電源ごとの発電コストを再検証する経済産業省の「発電コスト検証ワーキンググループ(WG)」で、原発の発電コスト計算からもんじゅの技術開発費が除外される見通しとなった。「将来に向けた研究費は今の発電コストに含めるべきではない」との理由だが、ではどの段階で発電コストに含めるのか。もんじゅは資源の少ない我が国が核燃料サイクルを実現する切り札として取り組んできたプラントである。原子力政策のための研究費を発電コストに含めないのであれば、経済産業省が原発の有用性を説く際に多用する発電コストの数字そのものに信用性がないことになる。国民は電源多様化の判断材料として発電コストを正確に知りたいたいと望んでいると考えるが、政府の見解を示されたい。

四原発の発電コスト計算では、揚水発電のコストを除外したり、バックエンドコストを過小評価したりするなど、正確性を疑問視する意見が多い。また、ひとたび東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故のような災害が発生すれば、廃炉や除染、損害賠償にかかる費用は莫大なものに跳ね上がる。使用済み核燃料廃棄物処理の問題など、当時は楽観的に見られていた技術開発に目立った進歩が見られず、次世代への負担が明らかになった現状において、原子力基本法が成立した一九五五年当時の核燃料サイクルを前提とした原子力政策を見直す時期が来ていると考えるが、日本は米仏など原子力政策を推進する国々と第四世代原子炉として高速炉の研究開発に取り組んでいる。自然災害が多い日本において、一九五五年当時と同様の姿勢で原子力政策を推し進めていくのか否か、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出もんじゅに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出もんじゅに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「もんじゅの総事業費」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、高速増殖炉原型炉「もんじゅ」(以下「もんじゅ」という)の事業費及び事業費以外の関連経費については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構のホームページに掲載されている。

二について

「エネルギー基本計画」(平成二十六年四月十一日閣議決定)において、「もんじゅについては、廃棄物の減容・有害度の低減や核不拡散関連技術等の向上のための国際的な研究拠点と位置付け、これまでの取組の反省や検証を踏ま

え、あらゆる面において徹底的な改革を行い、もんじゅ研究計画に示された研究の成果を取りまとめることを目指し、そのため実施体制の再整備や新規制基準への対応など克服しなければならぬ課題について、国の責任の下、十分な対応を進める」とされており、政府としては、この方針に沿って、もんじゅの取組を進めることとしている。

三について

現在、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会長期エネルギー需給見通し小委員会発電コスト検証ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という)において、各電源の発電コストについて検討が進められているところであるが、現時点において、何ら結論が出ていないわけではなく、発電コストの検証における御指摘の研究費の扱いについて予断することは差し控えたい。

四について

御指摘の「一九五五年当時と同様の姿勢」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、原子力発電コストを含む各電源の発電コストについては、現在、ワーキンググループにおいて検討が進められているものの、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故後の平成二十三年に政府が行った各電源の発電コストについての試算によれば、原子力発電の発電コストは、他の電源の発電コストと比較して必ずしも高いものではなく、また、当該発電コストは、バックエンド費用、原子力発電所の事故のリスクへの対応費用等を含んでいることから、妥当なものであると考えている。また、エネルギー基本計画において、原子力発電については「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる

低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である」と位置付けた上で、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。」としている。さらに、同計画において、核燃料サイクルについては「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている。」としている。

核融合発電に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月二日

参議院議長 山崎 正昭殿

浜田 和幸

核融合発電に関する質問主意書

水素など軽い原子核を融合して重い原子核を作り出し大量のエネルギーを放出する核融合は、太陽のエネルギー源であり、これを地上で再現できれば無限のエネルギーが取り出せるとして各国で研究が進められている。核融合で生じるプラズマは消滅するので、核分裂を利用した原子力発電（以下「原発」という。）よりも安全とされており、エネルギー資源の少ない我が国にとって、夢の技

術ともいえる。これに関し、以下質問する。

一 研究開発が進んで電力としての実現見通しが立った場合、使用済み核燃料廃棄物が生じる原発や核燃料サイクルの研究開発を見直すことになるのか否か。将来のエネルギー政策の根幹に関わる重要なテーマと考えられるので、明確に政府の見解を示されたい。

二 次世代に重い課題を残さないという点では、原発よりも魅力的な研究分野であり、実用性の高い高速増殖炉や高速炉に投じている研究開発費を、核融合に大きくシフトすることが我が国エネルギー政策の将来に有用かつ安全であると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 昨年十月、米国ロッキード・マーチン社が、十年以内に小型の核融合炉を実用化できると発表した。一年で設計やテストを完了し、五年以内にプロトタイプを試作するとしている。大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所や国際熱核融合実験炉（ITER）計画に着手しているイーター国際核融合エネルギー機構においては、核融合炉実用化の有無を見通すにはあと三十年かかるとしており、かなりの開きがある。あと何年で核融合炉実用化の有無を見通せると考えているのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出核融合発電に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出核融合発電に関する質問に対する答弁書

一及び三について

核融合エネルギーについては、現在、イ

ター事業（イーター事業）の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定（平成十九年条約第十五号）に基づき行われる、平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明することを目的とする国際的な事業をいう」において、その科学的及び技術的な実現可能性の証明に取り組んでいるところであり、「研究開発が進んで電力としての実現見通しが立った場合」を前提としたお尋ねについてお答えできる段階になく、また、お尋ねの「あと何年で核融合炉実用化の有無を見通せる」と考えているのかについてお答えすることは困難である。

二について

政府としては、エネルギー供給源の多様化の観点から、核融合エネルギーを含む様々なエネルギー分野の研究開発を着実に推進することが重要と考えている。

風営法改正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月二日

参議院議長 山崎 正昭殿

安井美沙子

風営法改正に関する質問主意書

ダンス営業の規制を緩和する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（以下「風営法」という。）案が閣議決定され国会に提出された。今回の改正は規制改革会議の提言を受け、東京オリンピックを見据えてダンス文化を活用した魅力あるまちづくりを進め、海外からの観光客を呼び込むことを目的としている。今まで風営法で規制されていたダンス教室が規制対象外となることは、不名誉なレッテルを返

上する意味でも大きく評価できる。一方、低照度で大音量の音楽を演奏し客にダンスや飲食をさせる、いわゆる「クラブ」については、店内の明るさや営業時間に応じて三形態の規制となる。そのうち、風俗営業や特定遊興飲食店営業とならない深夜営業の「クラブ」には未成年者が立ち入れることとなっており、青少年の健全育成の観点から疑義があるのではないかと考え、以下質問する。

一 現状の三号営業店舗のうち、十ルクスを超える照度がある店舗でも深夜営業する店舗は酒類提供がなくても全て特定遊興飲食店営業として規制し、未成年者の立入りを禁止すべきではないかと考えるが、政府の見解如何。そもそも、現状の三号営業店舗のうち、十ルクスを超える照度がある店舗で深夜営業を行い酒類提供のない形態に該当する店舗は何店舗存在すると想定しているのか、政府の見解如何。

二 今回の風営法改正の対象ではないが、酒類の提供はないものの茶菓類の提供以外の飲食店営業で遊興のある飲食店は午前六時まで未成年者が立入りできることとなっている。特定遊興飲食店営業となる「クラブ」でさえ午後十時（保護者同伴であれば午前零時）までしか未成年者の立入りができなくなるのに比べて均衡を欠いているのではないかと考える。そのような店舗は現時点で何店舗あるのか、主食を提供する店舗と主食・茶菓類以外の飲食物を提供する店舗に分けて示されたい。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員安井美沙子君提出風営法改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員安井美沙子君提出風営法改正に
関する質問に対する答弁書

一について

平成二十七年三月三日に閣議決定し、今国会に提出した風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案は、特定遊興飲食店営業（ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）について必要な規制を設けようとするものであるが、風俗上の問題の発生が強く懸念されるものに限定して規制することが妥当であることから、客に酒類を提供しない業態のものまで特定遊興飲食店営業に含めて規制することは適当ではないと考えている。

また、お尋ねの「現状の三号営業店舗のうち、十ルクスを超える照度がある店舗で深夜営業を行い酒類提供のない形態に該当する店舗」の数は把握しておらず、想定することも困難である。

二について

お尋ねの「酒類の提供はないものの茶菓類の提供以外の飲食店営業で遊興のある飲食店の店舗の数は、把握していない。」

高速道路についての基本的認識に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月三日

山本 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

高速道路についての基本的認識に関する質問
問主意書

二〇〇五年の旧道路関係四公団の民営化以来、十年が経過する。民営化当時は、旧道路関係四公団が抱えた四十兆円の有利子負債を確実に返済し、採算の合う高速道路は民営化会社が、合わぬ道路は限定して国が直轄で建設するとした。しかし、民営化後も国の関与は止まず、昨年の国会では、道路法等の一部を改正する法律を成立させ、四十五年間で完了するはずだった償還期限を、老朽化や更新管理対策費用を理由として十五年延ばし、現政策決定者が責任を取ることができない二〇六五年まで先送りをした。

一方、日本各地で「ミッシングリンク」をキーワードとして、民営化会社や国直轄などによる高速道路計画が横行している。そこで以下、質問する。

一 国民の間では、高速道路のミッシングリンクの解消は必ずしも高速道路によつて行わなくてもよいのではないかと声もある。あらゆる物事にはメリットとデメリットがあるが、高速道路のミッシングリンクを、高速道路以外の一般国道が担うことによるメリットとデメリットにはそれぞれどのようなものがあるか、政府の見解を明確にされたい。

二 民営化会社が高速道路事業を実施するか、国が直轄で高速道路事業を実施するかの判断の分かれ目は費用対効果であるが、費用対効果は行政手続としてはどのような場、どのような段階で、誰が、どのように判断を行うとされているのか、明確にされたい。

三 前記二に関して、今日までに、費用対効果の検証の結果、変更又は断念した高速道路計画はあるか。ある場合には、事業名と費用対効果の内容を示されたい。

四 高速道路事業により社会的な影響を受ける地域や住民のニーズは、どのような場で吸い上げ、反映させるのか、またそのような手続は道路関係法でどのように位置付けられているのか、明確にされたい。

五 前記四に関して、今日までに、地域や住民の意見を反映させた結果、変更又は断念した高速道路計画はあるか。ある場合には、事業名と意見反映の内容を示されたい。

六 愛知県で開かれた二〇一〇年の生物多様性条約締約国会議では、二十項目にわたる愛知目標が定められ、目標三には「生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される」と定めている。高速道路事業においてこの目標を達成するための法改正や補助金制度の改正は行われたか、行われたとすれば、どのように行われたか、明確にされたい。

右質問する。

平成二十七年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山本太郎君提出高速道路についての基本的認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出高速道路についての基本的認識に関する質問に対する答弁書

一について

高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）が未整備の区間について、高速自動車国道等以外の一般国道を活用することのメリットとしては、例えば、コスト削減が挙げられ、そのデメリットとしては、例えば、移動時間の短縮効果が小さい

ことが挙げられる。

二について

御指摘の「民営化会社が高速道路事業を実施するか、国が直轄で高速道路事業を実施するか」の判断が、費用対効果分析の結果のみに基づいて行われているという事実はないが、費用対効果分析は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」及び「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」（平成二十三年四月一日付け国官総第四百二十二号・国官技第三百六十七号国土交通事務次官通知）に基づき、新規事業採択時評価及び再評価（以下「事業評価」という。）において、国土交通省本省等が、新たに予算を計上しようとする事業、事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業、事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業等について実施し、便益が費用を上回っていること等を確認することとしている。

三について

お尋ねの「費用対効果の検証の結果、変更又は断念した高速道路計画の意味するところが必ずしも明らかでないが、事業評価においては、費用対効果分析の結果を含め、地域固有の状況等の諸要素を総合的に考慮しており、費用対効果分析の結果のみに基づいて、高速自動車国道等の整備計画（高速自動車国道法昭和三十三年法律第七十九号）第五条及び「高規格幹線道路等の事業実施に向けた手続きについて」（平成二十一年三月四日付け国道経第七十五号国土交通大臣決定別紙）に規定する整備計画をいう。）を見直した事業はない。

四及び五について

お尋ねの「地域や住民の意見を反映させた結果、変更又は断念した高速道路計画」の意味するところが必ずしも明らかでないが、現在、高速自動車国道等の新設又は改築事業について

は、原則として、「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」(平成二十四年十二月十四日付け国官総第二百十五号・国官技第百三十六号国土交通事務次官通知)に基づき、新規事業採択時評価の手續の前段階において、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較及び評価を行うとともに事業内容の妥当性等を検証する計画段階評価を実施し、当該事業の対応方針を決定している。

六について
高速自動車国道等の整備に当たっては、自然環境に配慮した事業の実施に努めることとして、御指摘の目標を達成することを目的とした高速自動車国道等に関する法律の改正や補助事業の見直しは行われていない。

高速道路新設の理由に使われる「第三次救急医療機関」に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年四月三日

参議院議長 山崎 正昭殿
山本 太郎

高速道路新設の理由に使われる「第三次救急医療機関」に関する質問主意書

少子高齢化社会を迎え、財政制約はますます厳しくなる。国民共通のサイフである予算をどう使うかという優先順序を決定する際は、正確な情報を発信し、その情報を基に、国民と地域のニーズを適切に反映させて見極めることが大切である。
二〇一四年四月、社会資本整備審議会道路分科会は「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」(以下「本件提言」という。)で、同審議会が二〇〇二年以降、「今後適切な投資を行い修繕を行わな

ければ、近い将来大きな負担が生じる」と警告してきたと述べ、改めて「最後の警告」として「今すぐ本格的なメンテナンスに舵を切れ」と思い切った表現で国土交通大臣に対し維持管理の重要性を訴えている。これは、警告から十年目の二〇一二年に山梨県大月市笹子町で起きた中日本高速道路株式会社社の管理する中央自動車道の笹子トンネル天井板落下事故で九人の命が犠牲となったことが背景にある。

本件提言は、二〇〇八年の時点で九百七十七あった通行止め・通行規制橋梁の数が、二〇一三年までに二千四百と倍増しているとし、こうした事実を知らない道路利用者が約九割いると記している。また「国民が道路施設の老朽化の状況等を知る機会が少なく、道路管理者による情報発信の努力が不十分」と断っている。

「最後の警告」を真剣に受け止め、人命を守ることがを優先し、少なくとも当分の間は新設を中止して、道路の老朽化対策に邁進するのかもしれないところ、相変わらず、様々な理由付けにより、高速道路の新たな計画の進行を図っている。

その一つは中部横断自動車道である。本件提言からわずか三か月後の二〇一四年七月二日に開催された社会資本整備審議会第十五回道路分科会で、国土交通省の国道・防災課長が資料「道路の老朽化対策の本格実施について」を説明した後、道路局長が資料「新たな国土構造を支える道路交通のあり方について」で「拠点間の連携による救急医療体制の構築」を理由に中部横断自動車道の必要性について説明を行っている。

そこで以下質問する。
一 二〇一四年七月二日開催の社会資本整備審議会第十五回道路分科会の資料「新たな国土構造を支える道路交通のあり方について」及び議事録によれば、道路局長は、長野県東部の佐久、上田地区では、圏域人口四十一万人に対し、重

篤な疾患や多発外傷に対応できる第三次救急医療施設は、唯一、佐久市にある佐久総合病院しかなく、ここまで行かないとお産もできないことを中部横断自動車道等の道路ネットワークの必要性として挙げている。

1 厚生労働省は長野県東部地域の第三次救急医療施設を含めた病院不足に関し、地域住民のニーズを把握しているのか、明確にされたか。

2 厚生労働省は、地域住民がどのように病院不足を解消したいと考えているのかについて当該自治体などが把握しているかどうか認識しているか。認識しているとすればどのような事実が明確にされたか。

3 国土交通省と厚生労働省又は国土交通大臣と厚生労働大臣との間で、長野県東部地域の第三次救急医療施設の不足問題の解消に向けて事実の照会、協議、相談等を行った事実はあるか。あるとすればそれらがいつどのような形で行われたのか明確にされたか。

4 少子高齢化となり、医療へのアクセスの確保はより喫緊の課題である。その課題を、医療機関の更なる設置によって実現するのか、高速道路新設によって実現するのかは、国民主権で決定されるべき事柄であるが、日本政府は今後、地域住民による合意形成をどのような参加制度により確保していくのか、方針を明確にされたか。

二 社会資本整備審議会道路分科会の関東地方小委員会でも、二〇一〇年十二月二日に開催された第一回会合で、国土交通省関東地方整備局の路政課長が「現在、このような病院に当該地域から行くには非常に搬送の時間を要している状況でございます。特に、南佐久地域は高齢化が進んでおりまして、心疾患による死亡者が全国平均の1.4倍というような状況になってござ

いまして、非常に地域に不安が芽生えている状況ということでございます」と、中部横断自動車道の必要性を説明した。

これに対し、委員からは、新たに病院を作るとの代替案の是非に関する質問や、「千葉県ではドクターヘリとか、福島の方ではドクターカーとかという仕組みがある」との代替案への言及があったほか、「医療機関へのアクセスが不足しているとおっしゃっているのは、地元の方々にちゃんと聞いて、こういうニーズが出てますか」との住民の意向を尋ねる質問がなされた。

1 路政課長は、代替案については「道路整備以外の代替案を排除するというのは、この計画段階評価の思想としては間違っていて、多分そういうものも比較をするべきだ」という発想なんだろうと思います」と回答したが、その後、なんらかの進展があったのであれば明らかにされたか。ないのであれば、不作為の理由を明らかにされたか。

2 住民の意向については「地域の方に聞いた意見というのは、市役所を通じて聞いているとかということですので、必ずしも正しくはないのかもわかりません」と答えているが、その後、自治体がどのように住民の意向を吸い上げたかを調査したかどうか明らかにされたか。

三 現時点までに山梨県、長野県内で、通行止めや通行規制がある橋梁数と、それらを解消するために必要となる予算及び期間について、試算又は情報把握を行っているか明らかにされたか。行っている場合は、橋梁数、予算及び期間を明らかにし、その情報を、両県又は国が、住民に対してどのように提供してきたか明らかにされたか。

右質問する。

平成二十七年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山本太郎君提出高速道路新設の理由に使われる「第三次救急医療機関」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出高速道路新設の理由に使われる「第三次救急医療機関」に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

お尋ねの「病院不足」及び「地域住民のニーズ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の規定に基づき、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとされ、また、同条第十四項の規定に基づき、医療計画を定め、又は同法第三十条の六の規定により医療計画を変更しようとするときは、あらかじめ、医療を受ける立場にある者を委員に含む都道府県医療審議会、市町村等の意見を聴かなければならないとされており、厚生労働省としては、お尋ねの「長野県東部地域」の地域住民の医療に関する意見については、長野県において把握しているものと認識している。また、同省としては、同法第三十条の四第十五項の規定に基づき、同県から医療計画の提出を受けており、当該医療計画を通じて、「長野県東部地域」を含む同県の地域住民の医療に関する意見として、地域に不足していると感じる診療科、今後重点を置く必要があると感じる分野等を把握している。

一の3について

お尋ねの「長野県東部地域の第三次救急医療施設について言及した平成二十六年七月二日

平成二十七年四月十七日 参議院会議録第十三号

質問主意書及び答弁書

開催の社会資本整備審議会第十五回道路分科会の資料「新たな国土構造を支える道路交通のあり方について」の作成に当たって、国土交通省と厚生労働省又は国土交通大臣と厚生労働大臣との間で、御指摘の「照会、協議、相談等を行った事実」はない。

一の4について

都道府県は、医療法第三十条の四第一項の規定に基づき、地域の実情に応じて、医療計画を定めるものとされ、また、同条第十四項の規定に基づき、医療計画を定め、又は同法第三十条の六の規定により医療計画を変更しようとするときは、あらかじめ、医療を受ける立場にある者を委員に含む都道府県医療審議会、市町村等の意見を聴かなければならないとされている。また、厚生労働省は、都道府県に対し、医療体制の構築に当たって、タウンミーティングの開催、ヒアリング等により地域住民の意見を反映させる旨の旨言をしているところである。

さらに、国土交通省は、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路の新設又は改築事業について、原則として、「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領（平成二十四年十二月十四日付け国官総第二百十五号・国官技第百三十六号国土交通事務次官通知）」に基づき、新規事業採択時評価の手續の前段階において、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較及び評価を行うとともに事業内容の妥当性等を検証する計画段階評価を実施し、当該事業の対応方針を決定している。

御指摘の「医療へのアクセスの確保」については、今後もこうした過程を通じて、地域住民の意見を踏まえて必要な取組がなされるものと考えている。

二の1について

御指摘の「代替案」については、山梨県中北保健福祉事務所峡北支所及び長野県佐久保健福祉

事務所からヒアリングを行った結果、財源不足及び医師不足のため、新たな病院の設置は困難と聞いている。

二の2について

お尋ねの「自治体がどのように住民の意向を吸い上げたか」は承知していないが、地域の課題については、長野県中期総合計画等の地方自治体の計画や国土交通省関東地方整備局が行った沿線住民、道路利用者等へのアンケート調査により確認したところである。

三について

国土交通省道路局が各道路管理者に対して調査した結果によれば、平成二十六年四月一日時点において、山梨県内では六十六橋、長野県内では七十三橋について、通行止め等の通行規制が行われている。

これらの橋梁を管理する道路管理者はいずれも県又は市町村であり、それぞれの橋梁についての通行止め等の通行規制の解消を図るかどうかも含めた今後の対処方針については、各道路管理者が検討し、判断するものと認識している。

また、通行止め等の通行規制が行われている全国の橋梁数については国土交通省のホームページ等で情報提供を行っている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
三三〇円	三三六円